

平成 27 年

第 1 回柳泉園組合議会定例会会議録

平成 27 年 2 月 26 日開会

柳泉園組合議会

平成27年第1回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○関係者の出席	2
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・仮議席の指定	3
・指定第1号（上程、説明、採決）	3
・会期の決定	5
・会議録署名議員の指名	7
・選任第1号（上程、説明、採決）	7
・諸般の報告	7
・施政方針	8
・行政報告	8
・議案第1号（上程、説明、質疑、討論、採決）	27
・議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	27
・議案第3号（上程、説明、質疑、討論、採決）	30
・議案第4号（上程、説明、質疑、討論、採決）	33
・議案第5号（上程、説明、質疑、討論、採決）	37
・議案第6号（上程、説明、採決、討論、採決）	38
・議案第7号（上程、説明、質疑、討論、採決）	40
・議案第8号（上程、説明、質疑、討論、採決）	40
・議案第9号（上程、説明、採決）	68
・廃棄物等処理問題特別委員会報告	69
○閉 会	70

平成27年第1回
柳泉園組合議会定例会会議録

平成27年2月26日 開会

議事日程

1. 仮議席の指定
 2. 指定第1号 議席の指定
 3. 会期の決定
 4. 会議録署名議員の指名
 5. 選任第1号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
 6. 諸般の報告
 7. 施政方針
 8. 行政報告
 9. 議案第1号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について
 10. 議案第2号 平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分について
 11. 議案第3号 柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 12. 議案第4号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 13. 議案第5号 東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更に
ついて
 14. 議案第6号 平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）
 15. 議案第7号 平成27年度柳泉園組合経費の負担金について
 16. 議案第8号 平成27年度柳泉園組合一般会計予算
 17. 議案第9号 柳泉園組合監査委員の選任について
 18. 廃棄物等処理問題特別委員会報告
-

1 出席議員

1 番 野 島 武 夫	2 番 近 藤 誠 二
3 番 村 山 順次郎	4 番 後 藤 ゆう子
5 番 藤 岡 智 明	6 番 桐 山 ひとみ
7 番 齊 藤 あき子	8 番 小 西 み か
9 番 渋 谷 けいし	

2 関係者の出席

管 理 者	並 木 克 巳
副 管 理 者	渋 谷 金太郎
副 管 理 者	丸 山 浩 一
助 役	森 田 浩
会計管理者	荒 島 久 人
清瀬市都市整備部	岸 典 親
ごみ減量推進担当部長	
東久留米市環境部長	小 林 尚 生
西東京市みどり環境部長	湊 宏 志

3 事務局・書記の出席

総務課長	新 井 謙 二
施設管理課長	中 村 清
技術課長	佐 藤 元 昭
技術課主幹	鳥 居 茂 昭
資源推進課長	千 葉 善 一
書記	宮 寺 克 己
書記	横 山 雄 一
書記	小 林 光 一
書記	押 切 悦 子

午前10時01分 開会

○議長（野島武夫） それでは、定足数に達しておりますので、ただいまより平成27年

第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○議長（野島武夫） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席は、ただいま御着席の議席といたします。

○議長（野島武夫） 「日程第2、指定第1号、議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長においてただいま御着席のとおり指定いたします。

ここで、昨年末に西東京市におきまして市議会議員選挙が行われ、本日、柳泉園組合議会議員として新たに選出された皆様が御出席されております。初対面の方も少なくないと思いますので、議員各位の自己紹介をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議ないようでありますので、自己紹介をお願いいたします。

まず、最初に私から申し上げます。

おはようございます。東久留米市より選出されました野島武夫です。今、3期、12年目、市議会議員として出させていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、近藤議員から順次お願いいたします。

○2番（近藤誠二） 東久留米市の近藤です。現在1期目で、民主党に所属しております。よろしくお願いいたします。

○3番（村山順次郎） 東久留米市から選出されております村山順次郎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。1期目でございます。所属は日本共産党でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○4番（後藤ゆう子） 西東京市から選出されました後藤ゆう子です。所属は西東京生活者ネットワークです。昨年、12月21日の選挙で初当選した1年生議員です。どうぞよろしくお願いいたします。

○5番（藤岡智明） 西東京市選出の藤岡智明でございます。3期目にこの12月で入りました。よろしくお願いいたします。所属は日本共産党です。

○6番（桐山ひとみ） おはようございます。西東京市から選出をされました桐山ひとみと申します。5期目に入りました。無所属でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ます。

○7番（斉藤あき子） おはようございます。清瀬市から選出されております斉藤あき子でございます。1期目ということでやっております。公明党の所属でございます。よろしくお願ひいたします。

○8番（小西みか） 清瀬市選出の小西みかでございます。1期目で、今4年目ということになっております。どうぞよろしくお願ひいたします。所属は生活者ネットワークです。

○9番（渋谷けいし） おはようございます。清瀬市の渋谷でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（野島武夫） ありがとうございます。

続きまして、助役より、特別職、関係市職員及び職員の紹介をお願ひいたします。

○助役（森田浩） それでは、紹介をさせていただきます。

初めに、柳泉園組合管理者、並木克巳東久留米市長でございます。

○管理者（並木克巳） 並木でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○助役（森田浩） 次に、副管理者、渋谷金太郎清瀬市長でございます。

○副管理者（渋谷金太郎） よろしくお願ひします。

○助役（森田浩） 同じく副管理者、丸山浩一西東京市長でございます。

○副管理者（丸山浩一） よろしくお願ひします。

○助役（森田浩） 続きまして、荒島久人会計管理者でございます。

○会計管理者（荒島久人） 荒島でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○助役（森田浩） 続きまして、関係市の担当部長を紹介させていただきます。

清瀬市の岸 典親都市整備部ごみ減量推進担当部長でございます。

○ごみ減量推進担当部長（岸典親） よろしくお願ひしたいと思ひます。

○助役（森田浩） 東久留米市の小林尚生環境部長でございます。

○環境部長（小林尚生） 小林です。よろしくお願ひします。

○助役（森田浩） 西東京市の湊 宏志みどり環境部長でございます。

○みどり環境部長（湊宏志） よろしくお願ひいたします。

○助役（森田浩） 次に、組合の職員を紹介させていただきます。

まず、新井総務課長でございます。

○総務課長（新井謙二） 新井と申します。

○助役（森田浩） 中村施設管理課長でございます。

- 施設管理課長（中村清） 中村と申します。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 佐藤技術課長でございます。
- 技術課長（佐藤元昭） 佐藤です。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 鳥居技術課主幹でございます。
- 技術課主幹（鳥居茂昭） 鳥居でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 千葉資源推進課長でございます。
- 資源推進課長（千葉善一） 千葉でございます。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 続きまして、議会の書記として、宮寺庶務文書係長でございます。
- 庶務文書係長（宮寺克己） 宮寺です。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 横山庶務文書係主任でございます。
- 庶務文書係主任（横山雄一） 横山です。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 同じく、小林主任でございます。
- 庶務文書係主任（小林光一） 小林です。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 同じく、押切主任でございます。
- 庶務文書係主任（押切悦子） 押切です。よろしくお願いいたします。
- 助役（森田浩） 最後になりましたが、私、助役の森田と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

以上で紹介を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

- 議長（野島武夫） 以上で特別職等の紹介を終わります。ありがとうございました。

-
- 議長（野島武夫） 「日程第3、会期の決定」を議題といたします。

このことについて、2月19日に代表者会議が開催されておりますので、東久留米市の代表委員であります村山順次郎議員に報告を求めます。

- 3番（村山順次郎） それでは、報告をさせていただきます。

去る2月19日（木曜日）、代表者会議が開催され、平成27年第1回柳泉園組合議会定例会について協議しておりますので、御報告を申し上げます。

平成27年第1回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、2月26日、本日1日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりであります。

まず、「日程第5、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を行います。

「日程第6、諸般の報告」は、書面配付をもって報告といたします。

次に、「日程第7、施政方針」及び「日程第8、行政報告」を続けて行い、質疑は行政報告の終了後に一括してお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第9、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び「日程第10、議案第2号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分について」は関連がございますので一括議題として質疑を受け、個々に討論、採択いたします。

次に、「日程第11、議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第12、議案第4号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第13、議案第5号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」、「日程第14、議案第6号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）」を順次上程し、質疑、討論を受け、採決いたします。

次に、「日程第15、議案第7号、平成27年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第16、議案第8号、平成27年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので一括議題として質疑を受け、個々に討論、採決いたします。

次に、「日程第17、議案第9号、柳泉園組合監査委員の選任について」を採決いたします。

最後に、「日程第18、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、第1回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議の決定事項でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

○議長（野島武夫） 報告は終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり本日1日とし、日程表のとおりといたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日1日とし、日程表のと

おりとすることに決しました。

○議長（野島武夫） 「日程第4、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第92条の規定により、議長において次の2名を指名いたします。

第3番、村山順次郎議員、第4番、後藤ゆう子議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（野島武夫） 「日程第5、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合議会特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

後藤ゆう子議員、藤岡智明議員、桐山ひとみ議員、以上3名の議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任をいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。よって、以上の諸君を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

○議長（野島武夫） 「日程第6、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付いたしております書類に記載のとおりでございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（野島武夫） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（並木克巳） それでは、改めて、おはようございます。

平成27年柳泉園組合議会第1回定例会の開催に当たりまして、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも第1回定例会の開催を控えましてそれぞれお忙しい中、議員の皆様におかれま

しては本日の定例会に御出席いただきまして、厚く御礼申し上げます。

本日の定例会におきましては、平成27年度における主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方について申し上げさせていただき、行政報告では11月から1月までの主な事務事業について御報告させていただきます。

また、御案内のとおり、条例及び平成27年度予算案など、9件の議案を御提案させていただいております。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第1回定例会の開会に当たりまして、御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） 「日程第7、施政方針」及び「日程第8、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。

まず施政方針を行います。

○管理者（並木克巳） では、よろしくお願いいたします。

平成27年第1回柳泉園組合議会定例会に当たり、平成27年度における柳泉園組合の主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方を申し上げ、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営の基本方針について申し上げます。

近年、廃棄物行政をめぐる状況は大きく変貌しております。

国においては、平成27年度の環境省重点施策としては、東日本大震災の教訓を踏まえた防災・減災対策として、老朽化した廃棄物処理施設の早急な更新や大規模災害発生時の廃棄物処理体制の構築に取り組むことを掲げております。また、使用済小型電子機器等をリサイクルしてレアメタルや貴金属を回収・資源化する仕組みをさらに推進することとしております。

関係市においては、ごみの減量をさらに推進するため、容器包装プラスチックの分別収集及び資源化が実施され、廃棄物の発生抑制や容器包装リサイクル法への対応を行っております。また、小型家電リサイクル法への対応についても既に行われております。

このような状況において、当組合においても中間処理施設の立場から、最終処分に係る負担を軽減するため可能な限り資源化を図ってまいります。また、地球温暖化対策の推進も視野に入れ、節電をするとともに効率的な発電を行うなど、維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の安全で衛生的な処理を安定的に行うように努めてまいります。

次に、当組合として解決すべき課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金について申し上げます。

歳入については、事業系一般廃棄物の搬入量が増加したことから、ごみ処理手数料収入が増、クリーンポートにおける余剰電力の売り払い及び資源回収物の売り払い単価がそれぞれ上昇したことにより収入が増となります。また、平成26年度のごみ処理手数料収入、電力売り払い収入や資源回収物の売り払い収入が増となることから繰越金が増となり、負担金以外の歳入は前年度に比べ1億7,900万円ほど増となりました。

一方、歳出においては、クリーンポートの建設に伴い借り入れた起債の償還が一部終了することから、公債費は約6億500万円と大幅に減となります。しかし、クリーンポート施設の老朽化に伴い延命化を図るため、プラント制御用電算システムの整備事業費として約5億5,300万円や厚生施設の大規模改修事業費の財源として環境整備基金へ2億円の積み立てなどにより、負担金にかかわる歳出は前年度に比べ9,300万円ほど増額となりました。これら歳入歳出の差し引きにより、平成27年度の負担金は前年度と比べ8,611万7,000円、4.6%の減となりました。

次に、関係市との人事交流について申し上げます。

当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であり、平成10年度から人事交流を行ってまいりました。しかし、退職による欠員の補充を原則行っていないことから職員数が減少しているため、清瀬市及び西東京市への交流は見合わせておりますが、東久留米市とは引き続き人事交流を行ってまいります。

次に、人事管理について申し上げます。

ここ数年、定年退職及び普通退職の欠員補充のための新規職員の採用は、人件費抑制のため、原則行っておりませんが、将来において安定した組織を維持するため、職員の年齢構成に配慮し、5年ごとに1名は採用しており、平成26年度に職員1名を採用しました。職員の欠員分につきましては、再任用職員の積極的な活用、また、嘱託職員の採用などにより対応しております。平成27年度の職員数は、職員37人、再任用職員3人と嘱託職員7人の47人体制といたします。

次に、平成27年度の予算編成について申し上げます。

予算編成に当たりましては、依然として関係市の財政事情が極めて厳しいことを踏まえ、歳入の使用料及び手数料については、平成25年度の決算額及び26年度の決算見込みをもとに精査した上で計上しております。また、歳出につきましては、各施設の維持管理に

係る維持補修費、消耗品費、光熱水費及び委託業務などの経費削減に努め、基本的に平成25年度の決算額をもとに精査した上で必要最小限の経費を計上しておりますが、クリーンポート施設などの延命化を図る経費を計上したことにより、歳入歳出予算の総額は前年度に比べ6,639万7,000円、2.2%増の30億7,278万4,000円となります。

歳入歳出予算の他に、クリーンポート施設の老朽化に伴い3カ年でプラント制御用電算システムを更新するため、総事業費11億2,320万円及び年割額について継続費として計上しております。また、クリーンポート施設の延命化を図るため、大規模補修に伴うコンサルティング業務委託について、期間及び委託費の限度額2,697万9,000円を債務負担行為として計上しております。

次に、平成27年度の主要施策について申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成26年度と比較して155トン、0.2%増の6万5,297トンを見込んでおります。

焼却後に発生する残渣については、焼却残渣に含まれている金属類を資源物として回収し、金属類回収後の残渣はエコセメント化施設へ搬送することにより、それぞれ再利用いたしますので、焼却残渣の埋め立て計画はございません。

クリーンポートにおいては、施設の安定稼働を目的とした定期点検整備補修を毎年度計画的に実施しており、本年度においても経年劣化が進んでいる箇所、特に緊急性のある箇所の補修を実施いたします。

発電計画につきましては、本年度においても電力供給が不足する事態が想定されることから、安定した施設稼働することにより、発電電力量の確保を図ってまいります。

放射能関係の測定につきましては、放射性物質汚染対処特措法の規定により、焼却残渣及び排ガス中の放射性物質濃度の測定を毎月1回、敷地境界の空間線量の測定は毎週1回義務づけられているため、本年度においても引き続き適正に測定を行ってまいります。また、本年度は新たに放流水について、2回の測定を行うこととしました。これらの測定結果などの情報は、広報紙りゅうせんえんニュースや組合のホームページを活用し、ダイオキシン類等の測定結果とあわせ公表し、情報公開を推進してまいります。

次に、不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成26年度と比較して173トン、2.3%増の7,550トンを見込んでおります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破碎処理した後の硬質系プラスチック類については、固形燃

料として加工した後、セメント焼成の燃料として使用し、その灰はセメント原料の一部として再利用いたします。さらに、軟質系プラスチック類及びその他可燃物はクリーンポートで焼却処理を行い、金属類等は資源物として回収することにより、不燃物の埋め立て計画はございません。

次に、資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成26年度と比較して630トン、9.2%増の7,502トンを見込んでおり、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等した上で資源化いたします。さらに、資源化の難しい屑ガラスについても、建設資材等として加工し再利用することにより埋め立て計画はございません。

また、リサイクルセンターは、稼動開始から20年が経過しており、安定した処理を図る上で、本年度はびん系列コンベア関係の補修費として1,466万9,000円を計上しております。

次に、し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は平成26年度と比較して59キロリットル、4.5%減の1,262キロリットルを見込んでおり、処理後の汚水については1.5倍程度に希釈した上で公共下水道へ放流いたします。

次に、厚生施設の運営につきましては、安全の確保と衛生面に配慮した厳重な水質管理など、市民の皆様にご快適に施設を利用していただけるように努めてまいります。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

クリーンポートは稼動開始から14年が経過しており、施設の安定稼動や延命化を図るため、昨年大規模補修や重要機器の基幹的整備などの長期整備計画を策定いたしました。整備計画をもとに大規模補修などの実施に当たっては、財政的なメリットが期待できることから、運転管理に加え消耗品などの調達を含めた包括的な長期継続委託とするため、総合評価落札方式により契約者を決定したいと考えております。

不燃・粗大ごみ処理施設の改修計画については、関係市における容器包装プラスチックの資源化や小型家電のリサイクルの状況など、当組合に搬入される不燃ごみの組成及び量並びに粗大ごみの搬入量などを見ながら、適切な施設の規模、処理方法及び改修の実施時期につきまして、関係市と連携し、協議・検討してまいりたいと考えております。

厚生施設の室内プール施設は、組合周辺地域の方々の要望により設置し、以来28年が経過しており、施設全体に老朽化が見られることから、大規模な補修を行うため、昨年度は補修の必要な箇所を調査し、補修計画を策定しております。策定した補修計画を十分精

査した上、本年度は実施計画を策定する経費として1,467万3,000円を計上しております。

清柳園の焼却施設については、休止して30年経過しており、施設の解体方法や解体後の跡地利用などについて、調査、研究を行っております。今後も引き続き、関係市と連携し協議・検討してまいります。

最後に、組合運営に当たっては、中間処理施設としての役割を適切に遂行するため、クリーンポート運転管理、不燃・粗大ごみ処理施設、リサイクルセンター、し尿処理施設及び厚生施設の業務の見直し及び改善を図りながら、費用対効果を精査した上で効率的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、平成27年度の組合事業に関する基本的な考え方を述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様及び周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます、平成27年度の施政方針とさせていただきます。

○議長（野島武夫） 次に、行政報告を行います。

○助役（森田浩） 続きまして、行政報告をさせていただきます。

行政報告資料に基づきまして、報告させていただきます。

今回の行政報告につきましては、平成26年11月から平成27年1月までの3カ月間の柳泉園組合における事業運営等についての御報告でございます。

初めに、1ページの総務関係でございます。

1の庶務について、（1）事務の状況でございますが、柳泉園組合周辺自治会定期協議会を東久留米市においては11月5日に、東村山市においては6日にそれぞれ開催し、その中で上半期における組合の施設管理運営、また放射性物質濃度測定結果等について御報告を申し上げ、御理解をいただいたところでございます。

11月11日及び14日に関係市で構成する事務連絡協議会を、また18日には管理者会議を開催し、それぞれクリーンポート大規模補修及び平成26年第4回柳泉園組合議会定例会の議事日程（案）等について協議いたしました。また、1月5日から8日にかけて、平成27年度の当初予算（案）について、関係市に対し持ち回りで御説明をさせていただいております。

続きまして、2ページの2、見学者についてでございますが、表1に記載のとおりでございますので、御参照いただきたいと思います。

次に、3、ホームページについてでございますが、表2に記載のとおりでございます。

これも御参照いただきたいと思ひます。

次に、4のごみ処理手数料の収入状況でございます。表3に記載のとおりでございます。御参照いただきたいと思ひます。

次に、5の監査についてでございますが、両監査委員において11月10日に例月出納検査が行われております。

次に、6、契約の状況につきましては、今期は4件の工事請負契約を行っております。詳細につきましては行政報告資料に記載してございますので、これも御参照いただきたいと思ひます。

続きまして、3ページでございます。ごみ処理施設関係でございます。

初めに、1のごみ及び資源物の搬入状況でございます。

今期の構成市のごみの総搬入量は表4-1に記載のとおり1万8,291トンで、これは昨年同期と比較しまして191トン、1.0%の減少となっております。

内訳といたしましては、可燃ごみにつきましては4ページの表4-2のとおり1万6,372トンで、昨年同期と比較しまして116トン、0.7%の減少となっております。また、不燃ごみは表4-3のとおり1,835トンで、昨年同期と比較しまして66トン、3.4%の減少となっております。粗大ごみにつきましては5ページの表4-4のとおり84トンで、昨年同期と比較いたしますと9トン、9.5%の減少となっております。

なお、構成市別、月別の各ごみ搬入量の内訳といたしましては、3ページの表4-1から5ページの表4-4に記載のとおりでございます。

次に、表4-5でございます。1人1日当たりのごみの原単位を表示してございます。

続きまして、6ページでございます。表5-1及び表5-2につきましては、有害ごみの搬入状況を表にまとめたものでございます。御参照いただきたいと思ひます。

続きまして、7ページの表5-3につきましては、動物死体の搬入状況でございます。

続きまして、8ページの表6でございます。缶類等の資源物の搬入状況をまとめたものでございます。今期の総搬入量は1,811トンで、昨年同期と比較いたしますと301トン、14.3%の減少となっております。

次に、9ページでございます。2の施設の稼働状況でございます。

まず柳泉園クリーンポートの状況でございますが、11月に1号炉及び1号タービンの定期点検整備補修が完了しました。その後は順調に稼働してございます。また、周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中のダイオキシン類測定を実施しております。12

月には工場内の作業環境ダイオキシン類測定を実施しております。さらに、1月には周辺自治会等の皆様の立ち会いのもと、排ガス中及び土壌中のダイオキシン類測定を実施しております。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等の放射性物質濃度測定及び排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、11ページの表11-1から12ページの表11-3に記載してございます。

続きまして、10ページの表7、柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、クリーンポートで焼却しております可燃物等の今期の焼却量は1万7,858トンで、昨年同期と比較しますと209トン、1.2%の減少となっております。

表8から11ページの表10は、ばい煙、ダイオキシン類及び下水道放流水の各種測定結果等を記載してございます。それぞれ排出・排除基準に適合いたしております。

続きまして、12ページの(2)不燃・粗大ごみ処理施設でございます。12月にバグフィルターの清掃、1月にごみ投入クレーン補修を実施し、その後、施設は順調に稼働しております。

次に、表12の粗大ごみ処理施設処理状況でございます。不燃・粗大ごみの処理量は1,919トンで、昨年同期と比較しまして74トン、3.7%の減少となっております。

続きまして、13ページでございます。(3)リサイクルセンターでございますが、1月にコンベヤベルト交換補修を実施し、施設は順調に稼働しております。

次に、表13のリサイクルセンター資源化状況でございますが、資源化量は1,811トンで、昨年同期と比較しますと301トン、14.3%の減少となっております。

続きまして、14ページでございます。3の最終処分場についてでございますが、焼却残渣は引き続き、東京たま広域資源循環組合エコセメント化施設に全量を搬出しており、今期は2,220トンで、昨年同期と比較しまして74トン、3.2%の減少となっております。搬出状況につきましては表14に記載のとおりでございます。

次に、4の不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物、屑ガラス等につきましては、埋め立て処分をせず、固形燃料化や路盤材として再利用を行っております。再利用の状況につきましては表15に記載のとおりでございます。

続きまして、15ページのし尿処理施設関係でございますが、今期のし尿の総搬入量は

325キロリットルで、昨年同期と比較いたしまして5キロリットル、1.5%の減少となっております。表16-1から表16-3に搬入状況の詳細を記載してございます。

続きまして、16ページでございます。2の施設の稼動状況でございますが、今期は11月に受入槽等の清掃、1月に貯留槽清掃を実施いたしました。施設は順調に稼動しております。

次に、表17のし尿処理施設における下水道放流水測定結果におきましては、それぞれ排除基準に適合いたしております。

続きまして、17ページの施設管理関係でございます。1、厚生施設についてでございますが、各施設の利用状況を昨年同期と比較いたしますと、野球場は4.8%、テニスコートは32.9%、室内プールは10.6%、それぞれ利用者が減少しております。浴場施設は1.8%の増加となっております。詳細につきましては表18-1及び表18-2に記載のとおりでございます。また、各施設の使用料の収入状況につきましては18ページの表19に記載のとおりでございます。

次に、(3)の施設の管理状況でございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表20及び19ページの表21に記載してございます。それぞれの測定結果の数値につきましては、基準に適合いたしております。

以上、簡単でございますが、行政報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） 以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。

○3番（村山順次郎） それでは2点ほどお聞きをしたいと思います。

前定例会からクリーンポートの大規模補修に向けて包括的な長期継続委託をするかどうかということで資料もいただき、御説明もいただいているところであります。クリーンポートは14年が経過をしたという御説明も施政方針の中にごございました。クリーンポートの主に焼却炉の更新というんですかね、そういうものが何年後かはわかりませんが、いずれかの時期にはやがて来ると。そういう議論もする中で、私は安全に、安定的に柳泉園がその役割を果たしていくと同時に、周辺の住民の皆さん、3市の市民の皆さんの御理解を得ながら進めていくということが肝要だと思います。長期継続委託の是非も今後この議会でも議論をすると思いますが、まず管理者に、14年を経過して、今この柳泉園という組織、施設がどういう役割をしていくのか、非常に大事な時期に差しかかっている、マラ

ソンでいえば折り返し地点の少し手前ぐらいにいるイメージだと思いますけれども、その面でどのような認識で、どのような意識で取り組んでいかれるのか、その御認識というか、決意と言ってもいいと思いますが、その点を少しまず最初にお聞きをしたいと思います。

それで、クリーンポートの長期継続委託については、予算案のところにも項目がございますので、そこで何らかの御説明があるかと思っておりますので、質問はその予算案の審議のところでしたほうがいいかなとも思っておりますので、これは後に送りまして、1点だけお聞きしたいのは、不燃・粗大ごみ処理施設の状況でございます。昨年の施政方針にも一応同じような記述で項目として載っておりますが、これは緊急に何らかの手だてをとらないといけないという状況があるのか、あるいは少し長い視点、視野で考えていくという意味なのか。まず、不燃・粗大ごみ処理施設の現在の状況、課題等があれば御説明をいただきたいと思っております。2点、お願いいたします。

○管理者（並木克巳） 柳泉園組合の施設の意義というか今後の部分ということもあわせてということだと思っておりますけれども、当然この14年間という中で、構成市の中のごみ行政、特に生活の環境を支えてきた施設でもある、中間処理としての機能を担ってきた施設でもあるということもありますし、またこの施設を稼働していく上において、本当に近隣の住民の協力、御理解を得てきたということがある施設であると理解しておりますので、やはり安定的に、また安全にこの施設を稼働させていく、また延命を図っていくということは大切なことであると思っておりますし、その運営においては当然近隣の住民の皆さんの御理解、御協力というのは今後も図っていく必要があると思っております。

○資源推進課長（千葉善一） 2点目の不燃・粗大ごみ処理施設の現在の状況と課題ということでお答えします。

さまざまなりサイクル法が施行される中で、関係市におきましてはごみ排出量の抑制と分別収集などに取り組むことにより、不燃・粗大ごみの搬入量の削減化に取り組んでいただいております。不燃ごみ搬入量につきましては、今までの傾向では有料化であったり、容器包装プラスチック類などの分別収集などが始まることにより減少しておりましたが、ここ数年ではほぼ安定した、場合によっては増加現象も部分的にございますが、安定した搬入が見込まれております。また、平成25年度からは小型家電リサイクル法の施行と、また不燃ごみのさらなる分別収集を各市で行っており、それに伴い今後の搬入量の減少がある程度見込まれてくるのではないかと判断はしております。

ただ、施設につきましては、設置して既に39年を経過しており、設備面の問題、建屋

の問題として2点ほどございます。例えば建屋につきましては、平成25年の11月に改正されております耐震基準法の問題により、施設に応じて構造診断を行ったり、また結果の報告を義務づけられております。ただ、この不燃・粗大ごみ処理施設につきましては、年数はたっておりますけれども、清掃工場であること、また軽量鉄骨構造のため、そのような基準の適用外、対象外の施設ということになっておりますので、基本的にはそういう施設の診断等につきましては実施する必要はないと言われておりますが、やはり安全面からしてある程度の状況把握は必要であると考えております。

そういう状況の中で、平成25年9月でございますが、3名のコンサルタント、一級建築士の方に見ていただく機会がございました。目視による状況判断ではございますが、建屋自体につきましては緊急を要する補修の必要性がないという説明を受けております。例えば、鉄骨の量であったり、溶接箇所、ボルト・ナットの状況、コンクリートのクラック状況などを含めまして、目視ではございますが、緊急を要する問題がないという説明を受けております。

また、設備面につきましても、必要最低限度の補修を毎年実施し、安定した処理に努めております。また、設備面につきましても老朽化はしておりますが、基本的にはベルトコンベヤ、そして破碎機設備等が主な設備でございますので、そのような補修を毎年行うことによって安定的な処理に努めているところでございます。そのようなことも含めまして、改修、更新につきましては、各市の状況をいろいろと含めまして動向を調査、そして検討しながら当然搬入量の推移状況も見極め、適正な処理能力や建てかえの場所、補助金の対象の問題、処理形態などいろいろと多方面にわたりまして検討しながら、各市と調整を図り進めてまいりたいと考えているところでございます。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

不燃・粗大ごみ処理施設については、建屋の点と設備の面と御説明をいただきました。39年経過している施設であるということで、柳泉園組合の中でもかなり古い部類に入る施設なんだろうなと思いました。緊急に何か業務に支障が出るようなことはないと理解をいたしますが、課題は課題であるということでしたので、今後のあり方については引き続き検討していただきたいと思います。

管理者から御答弁をいただきました。多摩地域のごみ処理に関する特殊な状況があり、多摩地域の他の団体では事の進め方によっては非常に大きな困難に直面するという例も近年ございます。そういう意味で、環境アセスなども含めると、実際に案をつくってからそ

れが現実に稼働を始めるまでというのは非常に長い期間がかかるという話も聞いておりますし、その案をまとめるのがまず大変というのがこの施設の性格だと思います。そういう意味で、構成3市との連携及び周辺住民の皆さんへの対応、現段階では信頼関係の醸成という意味だと思いますが、そういう意味で管理者の役割、イニシアチブというか、リーダーシップというか、現段階ではその考え、取り組み方というのが非常に重要だと思いますので、引き続きその点を留意して取り組んでいただきたいということを強く要望いたします。

施政方針と行政報告については以上で終わります。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○2番（近藤誠二） それでは、何点か質問をしたいと思うのですが、まず施政方針に関しては意見という形になるんですが、今回の予算に関しては事業系一般廃棄物の搬入量が増加したことからごみ処理手数料がふえ、余剰電力の売り払いや資源回収物の売り払いに関しても、売り払い単価が上昇したことによる収入増で、負担金以外の歳入は前年度比1億7,900万円の増、負担金に関しても全体でおよそ8,600万円減っていると。東久留米市に関しても、およそ2,300万円、3.8%減ということで、評価できるのかなと思います。歳出に関しても、公債費が大幅に減少しているというのもプラスと考えられますね。あと、今後の施設の延命化を図るための大規模改修は致し方ないと考えますので、そこは前回の議会でも提示していただいた計画にのっとってしっかりやっていただきたいと考えます。

行政報告に関して2つ質問させていただきたいのですが、施設管理関係に関してなんですけれども、テニスコートに関しては昨年同期と比べると30%ぐらい利用回数が減っている、しかし利用率は82%から96%に上がっているということになっているのですが、この関係性がよく見えてこないんですが、たしか私は何回か質問しているのですが、C、D、Eコートが改修されていると思うのですが、その辺の関係上でしばらく使えないコートがあったからこういうような数字になっているのかどうかというのを一つお伺いしたいのと、あと、会議室ですね。こちらのやはり利用率が、11、12、1月、合計で11%ということで、私が見ている限り、なかなかここが上がってこないのかなと思っているのですが、これを上げるような努力というか、どのようなことをされているのかというのを一つお伺いしたいと思います。

○施設管理課長（中村清） それでは、お答えいたします。

まず、1点目でございます。テニスコートの利用率が30%だが、利用率が上昇しているのではないか。その平衡性がとれていないのではないのかということで、すみませんが、この17ページの※印のところに書いてあるのですが、少し読ませていただきますと、「野球場及びテニスコートの利用率は、利用回数を利用可能回数（総回数から悪天候等で利用できなかった回数を引いた回数）で除した値である。」、「悪天候等」とは、そのほかにテニスコートを改修した、補修したとかということも含んでございます。これはどうということかと申しますと、雨が降ったり、補修をしていたときにはコマ数が少ないところにおいて、実際利用できた日が埋まった結果、利用率は非常に上がったということでございます。御理解いただけますでしょうか。

それから、2番目の会議室でございます。これは相変わらず10%程度の数字でございますが、なかなかいい手だてがございません。会議室は、洋室と和室、お風呂のほうには和室が二間ございますが、お客さんにうちの会議室をどういうふうに使っているのか聞いてみますと、狭くてやはり大きな団体さんだと敬遠してしまうということが見受けられます。それで、実際、ヨガとかダンスグループで結構頻繁に使っていただいた団体さんがいたんですが、そういうことでほかの施設に移られたということも見受けられました。

それで、ここら辺も含めまして大規模改修を考えていますから、使い勝手のいい施設づくりを考えてございます。

○2番（近藤誠二） テニスコートに関しては、要は雨の悪天候のときは当然使えないということで、このような回数になったけれども、でも使えるときは上がったということは改修の効果が出ているのかなと、そういうふうに考えます。その結果、利用料というんですか、収入のほうも上がっていくのかなと少し期待しているところであります。テニスコートに関してはわかりました。

あと、会議室なんですけれども、そのような事情があるということであれば、やはり狭いということであれば少し広くして、考えてやってみるということもやらなければいけないことなのかなと。このままでいけばずっとこの利用率のまま推移していくということが予測されてしまうと思うので、対応していただきたいと思うのですけれども、手だてがあまりないということなんです。例えば、民間の方がなかなか入ってこないということであれば、行政の会議とか、その辺で活用してもらえようような交渉を行っていくのも一つの手なのかなと思うところはあるんですけれども。例えば、私は東久留米市なので、東久留米市には教育センターというのがありまして、そこにかなり高額の家賃を払って会議室を

押さえていると、そういう現状がありますから、柳泉園の会議室を利用することによってその問題解決につながるのではないのかな。こちらは利用率が上がって、向こうはそういう意味で家賃を下げられるのではないかと。そういうようなことも一つ考えとしていいのではないのかなと私は思うのですが、ぜひそのような形で1回交渉とかをしていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○施設管理課長（中村清） ありがとうございます。

なるべくそのような形で、お客さんからそういう問い合わせがあった場合にはなるべく受けるような形づくりをしていきたいとこれからも考えます。

○2番（近藤誠二） 問い合わせがあった場合とかという受動的な感じではなくて能動的に、この11%というのはやはりずっとこのままではいいわけではないので、なるべく積極的に埋めていけるような、需要があるところもあると思いますので、ぜひどんどんそのようなところにも声かけをしていただきたいと思います。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○5番（藤岡智明） 簡単に2点、施政方針について伺います。

1点は、この中で、可燃についても不燃・粗大ごみにつきましても、来年度、平成27年度は搬入量が増加するということが述べてあります。それにつきまして、さっきの御説明にもあったかと思うのですが、実際にこの間は搬入減量が続いていたという経過があったが、それは増加の方向にというのが少し説明の中であったかと思いますが、その辺についてお考えを聞きたいということでございます。そして、実際にさっきも村山議員から質問がございました項目で、不燃・粗大ごみの量がどういう傾向に向かっていくのかということにつきまして、あわせて伺いたいと思います。

それと、あと、私は不勉強で恐縮なんですけど、1ページ目の「起債の償還が一部終了することから」ということで、公債費がぐっと減ったということが述べられております。今後の公債費等の見通しというか、推移といいますか、その辺についても少し教えていただきたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） まず、ごみの量について御説明いたします。

確かに可燃ごみに関しましては、各市の減量効果があらわれまして、年々減ってきてはおります。公車・私車合わせて少しずつ減ってはきておりましたが、予算づくりをするに当たって、ごみの搬入量というのはごみ処理手数料だとか発電計画に大きく響いてくることから、関係市から搬入予測量をいただいて予算計上しております。今回の予算に関しま

して、3市からいただいた予測量は昨年よりふえているということでございます。よろしいでしょうか。

○資源推進課長（千葉善一） 不燃・粗大ごみの搬入状況でございます。

先ほど簡単に申し上げましたけれども、例えば西東京市におきましては平成20年度にごみを有料化、そして平成19年度には容リプラを3市とも開始しているという状況の中で、一時的ではございますが、搬入量といたしまして約半分ぐらいの減少となっております。ただ、それ以降は徐々ではございますが、増加傾向となっております。また、来年度の搬入量につきましても、関係市から提出いただきました量を合計いたしまして比較させていただきますと、増といった形で推移しております。

また、粗大ごみにつきましては、基本的には関係市で収集を行った後、例えば市によっては解体した後、その中から有価物を取り除いた粗大ごみを柳泉園組合のほうに搬入している状況でございます。搬入状況につきましては、そのときの季節的な問題や経済状況に応じてふえたり減ったりするため、その点も含めて関係市にいただいている資料の中では、来年度の粗大ごみについては若干の減少、不燃ごみにつきましては増加といった傾向となっております。

○総務課長（新井謙二） 償還の今後の見通しでございますが、まずクリーンポートの建設事業におきまして、平成9年から13年度の間に約100億円を借りております。この100億円の償還のうち、平成10年、11年度分で借り入れた大口の償還約90億円分がここで償還が終了することによりまして、前年度に比べて平成27年度は約6億円減となりまして、全体の償還といたしましては1億6,000万円ほどとなります。また、さらに平成28年度におきましても、償還が終了することから4,400万円減となりまして、平成28年度におきましては1億1,800万円ほどの償還額となっていきます。それで、クリーンポートのほかに福祉施設の建設工事と緑化整備工事業として借り入れを行っておりますが、最終的には平成34年度で全額が終了することとなります。

○助役（森田浩） 搬入量の推計ですが、各市でごみの減量化を図られているということは十分承知してございます。その中であって、平成27年度の3市のごみ搬入量が0.2%増加しているということにつきましては、柳泉園組合の予算を編成する数値の基本が、大体来年度はこのくらいのごみの搬入を予定していますということで3市から事前に数値をいただきます。その数値を合計し柳泉園の予算の基礎といたしますから、その内容につきましては、どういう事情であって増減するのかというのは柳泉園としては細かい内容はわ

からないということですので、御理解いただきたいと思います。

○5番（藤岡智明） 可燃・不燃・粗大ごみ、それぞれの搬入量については3市の予測搬入量だということ、柳泉園としての判断の仕方というのはそれぞれの市の予測等についてを知らないとわからないんだよというふうに理解しました。ということで、3市それぞれが減量について考えるということについては、依然努力しなければならない問題なのかなと思っております。

それと、あわせまして1点再質問なんです、こういうことで予測量が若干ふえていく傾向にあるということ等について、長期補修計画との関係でいいますと、その辺は見込みつつ、焼却量等を見込んで計画がされているかどうかということをお伺いしたいと思います。

それと、あと、公債費についてはわかりました。平成34年度で全額が償還できることになっているということで、漸減していくと考えればいいわけです。ということを確認しておきます。

○技術課長（佐藤元昭） ごみ量がふえているということですが、まず公車、市が集めてくるごみ量は減ってきております。ただし、歳入、ごみ処理手数料にかかわってきます一般私車の持ち込み、こちらが増加になっていることから歳入もふえてくるということですので、量としては公車からの量から比べれば大きな影響は出ないということです。ですので、大規模補修につきましても、大規模補修しながらのごみ処理に関しまして影響が出ないと考えております。また、処理に影響がないように工期の中できちんと補修をしていきたいと考えております。

○総務課長（新井謙二） 公債費の件でございますが、平成34年度で全額が終了いたします。また、クリーンポートにおける大規模改修時におきましては起債の借入を予定してございませんので、平成34年度をもって償還が終了いたします。

○5番（藤岡智明） わかりました。公車と、それから一般車等々のことが少し私も混同していましたので、その理由は大体わかりました。基本的な質問で恐縮でした。ありがとうございました。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○6番（桐山ひとみ） それでは、何点か質問させていただきたいのですけれども、施政方針をお伺いしたところで、かなり多くの柳泉園組合議会としての課題があるのだなということを認識させていただきました。その中で、3ページのところにございます発電計画についてなのですけれども、本年度においても電力供給が不足する事態が想定されるとい

うことなんですけれども、これはどういうことが引き続き想定をされるのかということをお伺いさせていただくと同時に、あわせて歳入の部分について、特にクリーンポートにおける余剰電力の売り払いというところがあると思うのですけれども、今後の大きな歳入の増を見込む要因としても、余剰電力の売り払いということは組合としても大きく期待をするところだと思うのですが、このあたりの計画というものが実際のところ今あるのかどうなのか、今後どういうふうな推移を見ていらっしゃるのかということについてあわせてお伺いしておきます。

それからもう1点が、これまでの経緯も若干は理解しているのですけれども、初めての組合議会ですのでお伺いしておきたいのが、今回、クリーンポート施設の老朽化に伴いまして、3カ年でプラントの制御用電算システムを更新されていくと思います。これに対しても今後延命化を図るために、この3年間の計画を立てながら順次更新をされるということなんですけれども、この大規模な補修に伴いますコンサルの業務委託、これまでの業者も含めてですけれども、引き続き同じ業者を委託されていくという関係がどのように選定をされてこられたのかということについてもあわせてお伺いしておきたいと思います。確認をさせてください。

それから、引き続き今回、クリーンポートの更新ということで大規模な改修が計画を立てながら長期整備計画という形で進められると思いますけれども、これも後から選定の部分については出てくると思うのですけれども、これまで組合として総合評価の落札方式という方式を採用されるに当たって、メリットとかデメリットとかというのは議事録を読ませていただく中で出ておりましたが、私も改めてこの場でお伺いをしておきたいので、予算の参考にさせていただきたいと思うので、そのあたりの総合評価落札方式でどこを今回重点的に、基準を持って大きくいわゆる組合として期待をするところですね、総合評価落札方式をとるということは消耗品などの調達を含めた包括的なところなのだと思いますけれども、そのあたりについてどのように期待をされているのかということについて、あわせてお伺いさせていただきます。

それから行政報告の中で、あわせて今後の厚生施設の室内プール改修工事に関連をすると思うのですけれども、今回、プールに関しても視察をさせていただいて、かなり老朽化が進んでいるなということを実感させていただいている中で、これまでプールの利用者も年々減ってきているという現状の中で、これは老朽化とあわせて関連性があるという認識を持たれているのかということについてお伺いしたいと思います。

○技術課主幹（鳥居茂昭） まず、発電関係について御答弁させていただきます。

本年度の施政方針の中で、「発電計画につきましては、本年度においても電力供給が不足する事態が想定されることから」という一文が入っておりますけれども、3月11日の大きな震災の後、ベース電力と言われている原子力発電が一斉に日本全国で停止しました。その後、国のほうから、大変電力については逼迫するということで、最初の年につきましてはこのぐらいの発電計画をして、このぐらい削減してほしいというお話が来ておりました。最近につきましては、自主的に夏場の電力不足が予想されるときにつきましては、各事業所が自主的に十分電力を賄ってほしいということが来ます。そういうことを勘案しまして、施政方針の中ではこういうふうに書かせていただいているところでございまして、議員御指摘の発電計画の想定につきましては、夏場はできるだけ我々のほうとしましても安定的に供給できるような焼却計画を立てるように努力はしているところでございます。

もう1点、歳入につきましては、余剰電力売り払い計画につきましては、これは先ほどの御質問と少し内容がリンクするのでございますけれども、1年間に入ってくるごみの量というのは、前年度に入ってきた量を勘案いたしまして、それを割り返して、毎月どのぐらいの量が入ってくるかという予測を柳泉園組合の中で立て直しをいたします。その1カ月間当たりに入ってくる量に合わせまして運転計画をつくりますので、多少はごみピットにためて、電力が一番不足するであろう8月のごみの少ない時期にできるだけ多く焼却できる形をとるような計画もいたしておるところでございますけれども、例えば3カ月も4カ月もごみをためて、それを一番不足するところで焼却をするということは、ごみピットの大きさからいって不可能でございますので、その辺もできる範囲で行っているところでございます。あと、売り払いの金額につきましては、先ほど申しましたベース電力の原子力発電が今後、国の施策により再稼動がされていくことになると、1キロワットアワー当たりのうちのほうで金額をいただく売電金額は、単価が今大変高い金額で推移しているのですけれども、ベース電力の原子力発電が仮に今後、もとへ戻ってくるようなことになると、金額も落ちてくる、またもとへ戻ってくるということも想定されますので、今後の国の施策を見ながら、来年度以降の発電計画には歳入のほうを考えていかなければならないかなという時期に来ていると考えておるところでございます。

○技術課長（佐藤元昭） では、続きましてDCSの関係なんですが、こちらはやはりメーカーとして持っているノウハウや、公害防止にかかわる性能保証等も含めまして、今まで柳泉園組合の炉のほうもそうなんですが、一社特命随意契約で行っております。この

案件に関しましても、引き続き現状行っている業者と契約を行いたいと考えております。

続きまして、大規模補修ですけれども、総合評価落札方式ということで、これは環境省が推奨しているものでございまして、やはり市町村における入札契約の透明性、競争性の向上を図るためにこういう制度ができているため、柳泉園も総合評価落札方式で行いたいと考えております。それを行うに当たって、コンサルティング業者に委託しまして、いろいろなことを御指導いただくことになるんですが、やはり柳泉園は今までそのようなことをやったこともないわけで、柳泉園独自で行うことは大変難しいため、入札を行いましてコンサルタントに御支援をいただきながら、安いだけではなく、柳泉園にとってより有利になるような業者さんと契約をするためにコンサルタントと契約をしたいと。それで、前回の議会の中でもお話がありましたが、当初案として積算した金額の中に含まれている委託業務以外にも、さらに経費削減ができるような業務があるのであれば含めていきたい。その辺もコンサルと協議しながら、新しい大規模補修に向けて進んでいきたいと考えております。

○施設管理課長（中村清） 厚生施設の老朽化がプールの売り上げに関係しているのかどうかということに対してでございます。確かにプールにおきましては、毎年減少してきているのが現状でございます。うちといたしまして、その理由をいろいろと考えていたところなのですが、その一つといたしまして、同じようなスポーツ施設が小平市の昭和病院のすぐはす向かいのところに新しくできたという話も聞きましたので、お客さんに直に聞きましたところ、やはり新しい施設であろうから、どうしてもそちらのほうに移動されている方が多いという話も聞きます。

それと、大規模改修とのかかわりでございますが、実際ごらんになったと思いますが、あのようにかなり老朽化が進んでいる施設でございますから、やはりお客さんの目としてはどうしても及び腰になってしまうのではないかと。しかも、うちの場合はプールの天井が特定天井のつり天井でございまして、この間の震災のときには1枚も剝落がございませんでしたが、そのあたりもお客さんとしては気になっているのかなと思っております。それと、トイレが和式でございまして、やはりお年寄りの方に非常に使い勝手が悪いとも考えております。それから、挙げれば切りがないんですが、もろもろそういう老朽化が起こっている施設でございますから、どうしてもお客さんの足が遠のいてしまっているのかなと私どもでは考えているところでございます。

○6番（桐山ひとみ） 御丁寧な御答弁ありがとうございました。

売電の計画についてはかなり国の政策が関係してくるのかなということがわかりましたので、今後予算、また次年度の予算も含めて、このあたりも十分精査をしていかなければならないのかなということは理解をさせていただきました。あとは、やはり各市の搬入量に伴いながら、焼却量をうまく安定的に焼却処分をしていかないと電力も確保できていけないよという意味合いということで、それも理解をさせていただきましたので、また別の機会でも御質問させていただきたいと思います。

メーカーのあたりはわかりました。一社特命随意契約ということで引き続きされるということがわかりましたので、結構です。

それから、総合評価の落札方式、これは本当に今、各自治体が多く取り入れている落札方式で、かなり有効的だと理解しています。安いだけでなくというところはそうなんですけれども、各市負担金を出している関係から、このあたりというものはやはり競争性が働かないと意味がありません。そのようなところから今後、選定に向かいましたも、また御意見も引き続き申し上げていきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

プールに関してなんですけれども、柳泉園組合が設立されるに当たって近隣自治体との関係性の中で福利、いわゆる厚生施設を設置しなければならないということで設置をされているということは理解しています。ただ、こちらのほうも老朽化もして、改修すればもちろん費用もかかります。組合としてスポーツ施設というものの位置づけをどういうふう
に今後捉えていくのかということがかなり重要だと思います。例えば使用料をいただいている関係から、その使用料収入を期待するために利用率を上げるために改修をしていくのか、あとは、今まで柳泉園組合が設立をされたときの近隣住民の健康とか、そのようなものに配慮する中での運動施設を引き続き維持をしていくという考え方なのか、どちらの選択をされていくのかなということが非常に気になるところです。もちろん室内プールは、施設が新しいほうが利用者側の気分にとってもいい気分で泳げるという感覚はあるとは思いますが、見させていただいた中では歩くプールがありますよね。ああいうところは、私はこれからもっともっと組合のプールの改修をするに当たって、また新しく改修をされた後、やはりこれから健康というのは各自治体でも力を入れているところだと思うので、そのような施設はなかなかないです。西東京市においてもプールが1つしかありませんし、なかなか市内各自治体の中で市民プールを持つということとか、施設としてこれからつくるということは大変難しい時代になってきておりますので、このようなプールというものをもっと利用していただくという方向性というのは、私は健康という分野から大

変必要だと思うのですが、そのあたりのことだけ1点、今後のことについてお伺いをさせていただきます。よろしいでしょうか。

○助役（森田浩） 厚生施設全体の柳泉園組合としての今後の位置づけと申しますか、まず、当初設置された段階におきましては、今、議員がおっしゃったように、近隣住民の厚生施設ということが中心的な位置づけで設置されたわけですが、現在の利用形態等を見ますと必ずしもそういうふうになっておらず、不特定多数の方が利用されているということが実態でございます。そういう利用実態を踏まえまして、柳泉園組合としましても当初の設定された設置目的から少し離れはしますが、そういう方向で今後運営していかなければいけないのではないかと基本的には考えております。

それで、今回、プールの改修と老朽化の関連はどうだということのお話でしたが、基本的には今回の改修につきましては現在ある機能を維持していくということが基本でございます。ただ、今後利用者を増大させるということを考えた場合には、現在の機能のほかに高齢者や障害者の方が利用しやすいような、例えばバリアフリーにするとか、エスカレーターをつけるとか、そのような形でより利用しやすい機能を持った施設にしていくことが結果的には利用者の増大につながるのではないかとということで、現在そのような形で改修の方法については内部的には検討させていただいております。また、将来的には改修が終わりましたら、より柔軟な考え方のもとにその施設が利用できるような指定管理者制度の導入というものを視野に入れまして、現在改修計画を立てているところでございますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（野島武夫） 「日程第9、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び「日程第10、議案第2号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分について」は関連がございますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成27年1月、東京都人事委員会勧告に準じて、東久留米市において職員の給与に関する条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、柳泉園組合においては平成27年1月27日に給与改定に係る本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただき、同28日に改正条例を公布いたしました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

続きまして、議案第2号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を専決処分したことに伴い、平成27年1月27日に平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2号）について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきましたので、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、議案第1号より4枚ほどおめくりいただきまして、議案第1号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらんください。

今回の条例改正は、給料月額を平均で0.13%引き上げと、勤勉手当の支給率を年間0.25月引き上げるものでございます。本条例は、平成27年2月1日から施行することから、専決処分をさせていただきました。

それでは、新旧対照表をごらんください。

まず、第23条第2項ですが、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.5月をそれぞれ0.125月引き上げ、0.625月とするものでございます。

次に、第3項ですが、再任用職員については、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.3月をそれぞれ0.05月引き上げ、0.35月とするものでございます。

次に、附則でございます。まず、附則の第1項、施行期日におきましては、平成27年2月1日からでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

附則第2項は、給料月額の上昇については平成26年4月1日から、勤勉手当支給率の上昇については平成26年12月1日からそれぞれ適用するものでございます。

続きまして、附則第3項の勤勉手当に関する特例措置ですが、年間の支給率0.25月分の上昇を平成26年度に限り、12月分の支給率0.5月を0.75月とするものでございます。また、再任用職員におきましては、年間の支給率0.1月分の上昇を、12月分の支給率0.3月を0.4月とするものでございます。

続きまして、3ページから6ページにつきましては給料表の新旧対照表でございます。

続きまして、議案第2号、補正予算の専決処分についての補足説明を申し上げます。

今回の補正は、給与条例の一部改正について専決処分したことに伴い、給料及び勤勉手当に係る引き上げ分を支給するため、最低限の経費について、人件費に係る歳出予算のみ調整させていただきました内容でございます。また、引き上げ分の差額支給を本年2月20日としたことから、給与改正条例と同日に専決処分をさせていただきました。

それでは、議案第2号より3枚ほどおめくりいただき、補正予算書の3ページをごらんください。

第1表、歳出予算補正は、款・項の区分における予算の補正で、補正額はそれぞれ記載する金額でございます。

続きまして、8ページ、9ページをごらんください。

款2の総務費及び款3のごみ処理費のそれぞれの人件費の増減は、職員の人事異動がありましたので、給与改定分の差額を支給するため、節3の職員手当等について、それぞれ説明欄に記載のとおり、最低限の額を調整したものでございます。

補足説明につきましては以上でございます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第2号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第2

号)の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野島武夫) 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野島武夫) 挙手全員であります。よって、議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については、原案のとおり承認されました。

これより議案第2号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(野島武夫) 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第2号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長(野島武夫) 挙手全員であります。よって、議案第2号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算(第2号)の専決処分については、原案のとおり承認されました。

○議長(野島武夫) 「日程第11、議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者(並木克巳) 議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、東京都において、職員の仕事と子育ての両立を支援する観点から、子の看護

休暇の看護対象年齢が引き上げられたことに伴い、当組合においても同様の制度改正を行うに当たり、関連する条例を整備するため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、議案第3号より2枚ほどおめくりいただきまして、議案第3号資料、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の新旧対照表をごらんください。

まず、1ページ目でございます。

第8条の2第2項及び第13条第2項は、今回の改正にあわせて条文を整理するものでございます。

次に、2ページをごらんください。

特別休暇の事由及び期間を定めた別表2でございます。この別表中、第11番目の、子の看護休暇について、看護の対象年齢を「9歳に達する最初の3月31日まで」を「中学校就学の始期に達するまで」と改めるものでございます。

施行日におきましては、平成27年4月1日からでございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

○6番（桐山ひとみ） 東京都に倣ってなんですけれども、これまでこのような看護休暇をとられた職員さんがいらっしゃるのかどうなのかということと、現在も該当する年齢のお子さんがいらっしゃる方というのが何名ぐらいいらっしゃるのかということをお伺いしたいと思います。

それから、議案第3号の資料の中で、第13条のところなんですけれども、病気休暇のところは期間が規則で定められているのですが、そのあたりについて現在の規則というものがどういうふうになっているのか、あわせてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○総務課長（新井謙二） まず、対象者でございますが、児童におきましては12名だったところが15名が対象となります。対象職員におきましては2名が増となるものでございます。この休暇におきましては、職員においても取得をしている状況でございます。

それから、資料の第13条の病気休暇でございますが、現在、規則のほうにおきましては日数を何日ということは定めておりませんが、今回の改正におきまして、3月中に規則のほうで90日以内というところを定める予定でございます。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 1点確認なんですけれども、2ページの改正案の新旧対照表についてですが、子の看護休暇のところ、改正前、現行ですと9歳の3月31日までとありますけれども、改法案では中学校就学の始期ということになっておりますが、具体的にはどのような、どれぐらいの何日までというところがあるのでしょうか。

○総務課長（新井謙二） ただいまの御質問でございますが、具体的に何日間と申し上げますと、1人の場合ですと5日間でございますが、2名以上対象者がいますと10日間ということでございます。

○8番（小西みか） すみません。お聞きする方法が少し悪かったようで。中学校就学の始期という記載なんですけれども、現行ですと9歳の3月31日までとなっておりますが、その始期ということだと例えば中学校1年生の4月いっぱいとかということなのかということなんですけれども。

○総務課長（新井謙二） すみません。大変失礼いたしました。この条文につきましては東京都を参考にしたものでございまして、小学校卒業までということだと思っております。

○議長（野島武夫） 暫時休憩します。

午前11時50分 休憩

午前11時51分 再開

○議長（野島武夫） 休憩を閉じて再開いたします。

○総務課長（新井謙二） すみません。何回も大変申しわけございませんでした。「中学校就学の始期に達するまでの子」ということを考えますと、4月1日をもって中学校就学となりますので、ここに達するまでの子ということを考えますと3月31日までということでございます。大変すみませんでした。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の

一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第3号、柳泉園組合職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 「日程第12、議案第4号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第4号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、平成26年東京都人事委員会勧告において、給与制度の総合的な見直しに対する対応として、給料月額と地域手当との配分変更に伴う給料の引き下げが勧告されました。東久留米市においては平成27年1月に、給料引き下げを伴う給与条例の一部が改正されました。柳泉園組合の給与制度は東久留米市に準拠しておりますので、その改正内容に従いまして、関連する条例を整備するものでございます。

また、年末年始の時間外勤務手当及び休日勤務手当の支給率の特別加算について、関係市などの支給状況を踏まえ、特別加算を廃止することに伴い、あわせて条例を整備するため御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

それでは、恐れ入りますが、議案第4号より8枚ほどおめくりいただきまして、議案第4号資料、柳泉園組合職員の給与に関する条例の新旧対照表をごらんください。

まず、1ページ目でございます。

第9条の3第1項及び第12条第1項は、条文を整理するものでございます。

続きまして、2ページをごらんください。

第13条の時間外勤務手当及び第14条の休日勤務手当について、12月29日から1月3日までの年末年始において勤務した場合、通常35%の割り増しに加え、さらに65%を加算しておりました。この特別加算措置を廃止するものでございます。

次に、4ページから7ページにかけての給料表は、給料月額と地域手当の配分変更に伴い、現行の給料月額を平均1.7%引き下げた給料表の新旧対照表でございます。

続きまして、8ページをごらんください。

まず、附則の第1項、施行期日ですが、平成27年4月1日から施行するものでございます。

次に、附則の第2項、特定の職務の級の切替えですが、現行の3級及び4級を廃止し、新たに3級を設けることから、現行の3級から6級に属している者が改正後における新級への切り替えについては、附則別表第1の切替表のとおりでございます。

次に、附則の第3項、号給の切替えですが、現行の5級及び6級の号給に属している者は、新級でも同一号給となります。

次に、附則の第4項ですが、現行の3級及び4級の号給について、給料月額を平均1.7%引き下げた給料表、附則別表第2を定め、新たに設けた新3級への号給の切り替えにつきましては、附則別表第3で定めた切替表のとおりとなります。

次に、附則の第5項ですが、現行の3級から5級を受けていた期間は、新級を受ける期間に通算されるものでございます。

続きまして、9ページをごらんください。

附則の第6項、給料の切替えに伴う経過措置ですが、改正後の給料月額が本年の3月31日において受けていた給料月額に達しない場合、平成30年3月31日までの3年間について差額を支給し、現給保障を行うものでございます。

次に、附則の第7項及び第8項は、再任用職員におきましても一般職員と同様の現給保障を行うものでございます。

次に附則の第9項は、育児短時間勤務により給料を減額された者について、差額を支給

するための算出方法を設けたものでございます。

11ページから15ページにかけては、附則別表第1から附則別表第3までを記載しております。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ここで休憩いたします。

午前11時58分 休憩

午後 0時57分 再開

○議長（野島武夫） 休憩を閉じて再開いたします。

これより質疑をお受けいたします。

○3番（村山順次郎） 御説明いただきまして、絞って質問したいと思います。

年末年始の特別加算がなくなるということと、4月1日から1.7%の給与の引き下げ、それに対する3年間の現給保障があって、職務の級の変更も伴うという、大まかそういう内容だと理解をしております。それで、お聞きをしたいのは、給与の引き下げということでございますので、どうしても現職の職員の皆さんのモチベーションに影響しないとは到底言えないと思いますし、また5年に一度ではありますけれども、採用の際の人材確保の面でも影響があると思いますが、多摩にあるということで結構なんですけれども、同様の施設の職員、一部事務組合のところもあれば単独市でお持ちのところもあると思いますが、そのような同様の仕事をされている他団体との給与の水準の比較、給与の部分と諸手当の部分、合算した部分でどういう水準ですか。同程度なのか、多摩にある施設の中では下位層なのか上位層なのか、そういうものを把握していないということであれば把握していないとお答えいただければ結構なんですけれども、その点は把握されているか、お聞きをしたいと思います。

もう1点は、御説明の中にあつたかもしれませんが、少し聞き漏らしているのかもしれませんが、当然労働条件にかかわる問題ですので、関係団体との協議の上での御提案だと思いますが、その協議の大まかな、本当にごく簡潔で結構ですけれども、結果ということを教えていただければと思います。

○総務課長（新井謙二） まず、多摩地域の同様の清掃施設の関係でございます。

詳しい状況については調べておりませんが、65%の特別加算措置をしているところはご

ざいません。

それから、職員組合との関係でございますが、1月23日に給与に関する条例改正等につきましては合意を得ております。また、65%の廃止につきましては昨年の12月中に合意を得ているところでございます。

○3番（村山順次郎） 2点目は了解をいたしました。1点目をもう一度お聞きしたいのですが、65%のこともそうなんです、給料表によって決められる給料と、それとは別に諸手当があると思うのですが、諸手当と、年齢によっても職務の級によっても当然個別に違うと思うのですが、例えば平均をとったときに、柳泉園の平均と他団体の平均と26市の平均が恐らく数字としてはあると思うのですが、その平均と比べたときに平均より下なのか上なのか、同様の仕事をされている方、他団体と比較したときに、柳泉園の職員の皆さんの給与というのはどのような位置、水準にあるのか。もう少し言いますと、例えば清掃工場で働きたいと思っている新卒の方がいたとして、どこに応募しようかとなったときに、当然普通の人は、100人そういう人がいれば、高い割合でより給与のいいところに入りたいと思うのが普通であると思うのですが、そういう比較をしたときにどうかという意味での質問でもありますので、もう一度お答えいただければと思います。

○総務課長（新井謙二） 多摩地域におけます清掃工場での給料等の比較でございますが、基本的には多摩地域の清掃工場におきましては、地元市の給料表に準じていると聞いております。また、その他諸手当についても準じているとは聞いております。ただ、1点違うところがあるとすれば、特殊勤務手当というところで多少地域によって違うのではないかとこのことでございますが、多摩地域は7施設ございますが、それぞれの施設について調査したことはございません。

○3番（村山順次郎） ありがとうございます。

東久留米市では同様の議案が1月に臨時議会がありまして、その際の議論では、東久留米市の手当を含めた給与というものは、多摩の地域では最も低いグループに属しているという説明がありましたので、今の御答弁とあわせるとそういうことなんだなということで理解をいたしました。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第4号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

の質疑を終結いたします。

これより議案第4号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第4号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第4号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 「日程第13、議案第5号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第5号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合議会議員が加入しております東京都市町村議会議員公務災害補償等組合から、秋川衛生組合が解散のため脱退することに伴い、同補償等組合の規約を改正するため御提案申し上げるものでございます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

以上をもって、議案第5号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についての

質疑を終結いたします。

これより議案第5号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第5号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更についてを採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第5号、東京都市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数の減少及び東京都市町村議会議員公務災害補償等組合同約の変更については、原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 「日程第14、議案第6号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第6号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額31億7,683万9,000円に対し、歳入歳出それぞれ1億3,847万1,000円を増額し、予算の総額を33億1,531万円とさせていただくため御提案申し上げます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

今回の補正予算は、主に決算見込み額が現予算額より大幅に増となる歳入予算を調整さ

せていただく内容と、本年度執行できない事業を翌年度に繰り越して使用できるよう、繰越明許費とさせていただきます。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページをごらんください。

まず、第1表、歳入歳出予算補正は、款・項の区分における予算の補正で、補正額はそれぞれ記載する金額でございます。

続きまして、4ページをごらんください。

第2表、繰越明許費でございます。

クリーンポート外壁等防水補修は、昨年年第4回定例会において補正させていただきました事業でございます。本事業を執行するに当たり、入札を行うため5社を指名いたしました。全社が辞退したことにより入札はできませんでした。また、工事期間を考慮し、新たに3社を選定し見積もり合わせを行いました。契約には至りませんでした。この指名及び選定した計8社のうち7社が辞退で、その辞退理由の大半が人員の配置ができないということでしたので、このようなことから、工事期間を考えると年度内に事業を終了させることができないため、翌年度へ繰り越して使用できるよう、繰越明許費とさせていただきます。

続きまして、7ページをごらんください。

7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出補正予算事項別明細書で、1、総括につきましては、表に記載のとおりでございます。

続きまして、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

まず、款2使用料及び手数料、項2手数料、目1ごみ処理手数料は、当初の計画量より1,453トンの搬入増が見込まれることから、5,521万4,000円の増額でございます。

次に、款5繰入金、項1基金繰入金、目1職員退職給与基金繰入金の3万5,000円の増額は、給与改定により定年退職者の退職手当が増になったことによるものでございます。

次に、款7諸収入、項2雑入は8,322万2,000円の増額でございます。その内訳ですが、節1の資源回収物売払は缶やペットボトルなどの売り払い単価が上昇したことにより、その収入5,420万円の増、また、節3の電力売払は、当初の予定単価より契約単価が大幅に上昇したことなどにより、売払収入2,092万2,000円の増が見込まれることによるものでございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。3の歳出でございます。

まず、款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は、781万6,000円の減額で、節

2の給料、節3の職員手当等及び節4の共済費について、人事異動や給与改定などにより、それぞれ説明欄に記載のとおり、調整するものでございます。

次に、款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は、1,034万2,000円の増額で、節2の給料、節3の職員手当等及び節4の共済費について、人事異動や給与改定などによる増で、説明欄に記載のとおり、調整するものでございます。

次に、款5予備費の1億3,594万5,000円の増額は、本補正に伴う調整分でございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 質疑なしと認めます。

以上をもって議案第6号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）の質疑を終結いたします。

これより議案第6号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）に対する討論をお受けいたします。討論がある場合、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第6号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第6号、平成26年度柳泉園組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 「日程第15、議案第7号、平成27年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第16、議案第8号、平成27年度柳泉園組合一般会計予算」は関連がございますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 御異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第7号、平成27年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第8号、平成27年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ30億7,278万4,000円で、前年度に比べ6,639万7,000円、2.2%の増でございます。予算編成に当たりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が極めて厳しい状況にございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、関係市負担金は17億8,833万5,000円で、前年度に比べ8,611万7,000円、4.6%の減となり、可能な限り負担金を少なくすることに努めました。なお、平成27年度の主な施策につきましては、施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げますので、御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 補足説明を求めます。

○総務課長（新井謙二） 補足説明を申し上げます。

初めに、議案第8号、一般会計予算の資料といたしまして議案第8号資料、平成27年度柳泉園組合同一般会計予算資料と題した書類をごらんください。

本資料は、平成27年度の事業計画で、予算見積もりの根拠となっております。各施設の処理計画及び主な事業につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げたとおりでございます。

本資料では、議案第7号にも関連がございますので、負担金の算出方法について御説明させていただきます。

それでは、議案第8号資料の12ページをごらんください。

柳泉園組合負担金の計算方法でございます。関係市の負担金の負担方法及び私車処分費の取り扱いにつきましては、前年度と同様の計算方法で算出しております。

次に、13ページをごらんください。平成27年度柳泉園組合負担金の計算式でございます。まず、平成27年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分け、さらに財産

的経費は公債費と公債費以外の経費に分けます。なお、負担金以外の歳入の取り扱いにつきましては財産的経費から均等割する前に差し引きするものでございます。

まず、1は、財産的経費の公債費に係る負担で、公債費から歳入を差し引きし、清瀬市及び東久留米市は4分の1、西東京市は4分の2の負担でございます。西東京市の4分の2の負担は、合併前の事業に係る起債でございますので、2市分を負担しているものでございます。

次に、2は公債費以外の財産的経費に係る負担で、公債費以外の経費から歳入を差し引きし、各市それぞれ3分の1の負担でございます。この公債費以外の経費は、議会費、総務費の報酬及び積立金、ごみ処理費の工事請負費並びに厚生施設に係る経費でございます。

次に、3は経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経費と区分いたします。共通経費は報酬及び積立金を除く総務費と予備費の合計でございます。ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に按分した共通経費を加え、関係市の平成25年度のごみ搬入実績量の割合で算出いたします。

また、し尿処理費分としての負担は、し尿処理費に按分した共通経費を加え、関係市の平成25年度のし尿搬入実績量の割合で算出しております。ごみ分及びし尿分で算出した東久留米市の負担分の5%が東久留米市環境整備負担金となります。

次に、4は東久留米市環境整備負担金に係る負担で、清瀬市及び西東京市の平成25年度のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただきます。

続きまして、14ページをごらんください。5の負担金の(1)私車処分費精算前の負担金の表は、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計額で、表に記載のとおりでございます。

次に、(2)私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は平成27年度予算の繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費は除いて算出しております。関係市の負担金の内訳はそれぞれ表に記載するとおりでございます。

次に、6の表は平成27年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、一般会計予算について御説明させていただきます。

恐れ入りますが、議案第8号、平成27年度柳泉園組合一般会計予算と題した予算書をごらんください。

一般会計予算書の2ページ、3ページをお開き願います。第1表、歳入歳出予算は款・

項の区分における予算で、予算額はそれぞれ表に記載する金額でございます。

続きまして、4ページをごらんください。第2表、継続費はクリーンポート制御用電算システムを3カ年で更新するため、総事業費及び年割額についてそれぞれ表に記載する金額を定めるものでございます。第3表、債務負担行為は、クリーンポート施設の延命化を図るため、大規模補修に伴うコンサルティング業務委託を2カ年の契約とするために期間及び委託費の限度額について表に記載する金額を定めるものでございます。

続きまして、7ページをごらんください。7ページから9ページにかけて記載の歳入歳出予算事項別明細書でございます。1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、10ページ、11ページをごらんください。2の歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は、前年度に比べ8,611万7,000円、4.6%の減でございます。各市の負担金につきましては、11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1施設使用料は、前年度に比べて191万9,000円、3.0%の減でございます。各施設の使用料は説明欄に記載のとおりでございます。

続きまして、項2手数料、目1ごみ処理手数料は前年度に比べて5,624万円、11.8%の増でございます。増の主な理由ですが、事業系一般廃棄物の搬入量が前年度に比べ1,480トン増となったことによるものでございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金、目1ごみ処理費国庫補助金の186万円は、焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度等の測定費に対する補助金でございます。

続きまして、12、13ページをごらんください。

款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は、前年度に比べて1億300万円、31.7%の増でございます。増の主な理由ですが、平成26年度の缶やペットボトル等の資源回収物及び余剰電力の売り払いの収入見込みが増となることによるものでございます。

次に、款6諸収入、項2雑入、目1雑入は、前年度に比べて2,203万5,000円、9.2%の増でございます。増の主な理由は、節1の資源回収物売払で、缶やペットボトルなどの売り払い単価が上昇したことにより、前年度に比べ961万3,000円の増、また節3の電力売払についても、単価が上昇したことから、前年度に比べ883万5,000円の増によるものでございます。

続きまして、14ページ、15ページをごらんください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は、前年度に比べ3,420万1,000円、22.0%の減でございます。減の主な理由は、職員が1名減となったことと、節3の職員手当等で、本年度は定年退職者がいないため、その退職手当分でございます。

続きまして、16ページ、17ページをごらんください。

目2総務管理費は前年度に比べ1億9,869万3,000円、240%と大幅な増となっております。増の主な理由は、節25の積立金で、説明欄記載の環境整備基金へ2億円を積み立てることによるものでございます。この積み立ては、厚生施設の大規模改修費の財源に充当するためでございます。

続きまして、18ページ、19ページをごらんください。

下段の目4厚生施設管理費は、前年度に比べ830万8,000円、6.1%の増でございます。増の主な理由ですが、20ページ、21ページをごらんください。21ページの節13の委託料は、説明欄記載の厚生施設プール棟等大規模修繕工事実施設計委託で、この事業は、昭和61年に開設した室内プール施設において全体的に老朽化が見られることから、施設の延命化を図るため、昨年度その補修計画を策定しましたので、本年度におきましては実施計画の策定を専門業者に委託する経費、1,467万3,000円を計上したことによるものでございます。

続きまして、22、23ページをごらんください。

款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目1人件費は、前年度に比べ623万2,000円、2.5%の増でございます。増の主な理由ですが、節3の職員手当等で、期末勤勉手当の支給率が0.25月分引き上げられたことによるものでございます。

次に、目2ごみ管理費は、前年度に比べ4億5,877万2,000円、43.8%の増でございます。増の主な理由ですが、24、25ページをごらんください。25ページ上段の節15の工事請負費、クリーンポートプラント制御用電算システム整備工事で、プラント制御装置の老朽化に伴い、延命化を図るため3カ年で更新事業を行う計画で、初年度の事業費といたしまして5億5,339万2,000円を計上したことによるものでございます。

次に、目3不燃ごみ等管理費は、前年度に比べ1,094万4,000円、6.6%の増でございます。増の主な理由は、節11の需用費で、説明欄記載の消耗品費では、破碎機部品の購入などにより260万2,000円の増、修繕料の定期点検では、粗大ごみ処理施設定期点検整備補修費768万3,000円の増によるものでございます。

次に、目4 資源管理費は、前年度に比べ259万6,000円、2.1%の増でございます。増の主な理由は、節11 需用費で、説明欄記載の一般修繕料が前年度に比べ1,633万円増となるもので、これはリサイクルセンターのびん系列にかかわる主要部品の経年劣化による損傷が著しいことから、コンベヤ部分等の交換補修費として1,466万9,000円を計上したことによるものでございます。

続きまして、26ページ、27ページをごらんください。

中段の款4 公債費、項1 公債費は、元金、利子を合わせ6億575万9,000円、78.8%の減でございます。減の理由は、クリーンポートの建設に伴い、平成10年度、11年度分として借り入れた起債の償還が完済することによるものでございます。

次に、款5 予備費は前年度に比べ2,100万円、11.4%の増でございます。増の主な理由ですが、予備費には私車処分費精算予定額として1億8,514万3,000円が含まれており、その精算予定額が増となったことによるもので、純然たる予備費といたしましては約2,000万円で、前年度とほぼ同額でございます。

続きまして、28ページをごらんください。28ページから31ページまでは給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、32ページでございます。継続費に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

次に、33ページでございます。債務負担行為に関する調書でございます。こちらも内容は記載のとおりでございます。

最後に、34ページをごらんください。地方債に関する調書でございます。内容は記載のとおりでございます。

補足説明につきましては以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。

○6番（桐山ひとみ） それでは、予算についてと、また負担金について、関連しながら質問させていただきます。

平成27年度の予算を見ますと、負担金の額が減額ということで予算計上されております。各構成3市におきましては、この部分が本当に注目をされるところではないかなと思っておりますが、その要因の一つがクリーンポート建設時の起債の償還が終わった減、それから、前年度の決算の剰余金、いわゆる繰越金がかかなり大幅に増額になったというこ

とで、その分も含めてだったと思うのですが、そのあたりについてももう少し詳しくお教えいただきたいと思います。

それから、今後の負担金の推移なんですけれども、クリーンポート改修が包括委託ということで今後選定をされていく中で、この分担金及び負担金の推移というものが非常に気になるところです。前回の第4回の定例会の中でも御議論をされているようなんですけれども、その中で支払いの仕方ということで、大規模改修までを含んだ形の10年間を平均化して年割で換算をし、そこから大規模改修が平成28年度から37年度ですか、いわゆる10年間かけて使いながら改修をしていくという手法をとっていかれると思うのですが、すみません、その推移が、私もどこかに資料としていただいていたら大変失礼かと思うのですが、そのあたりのクリーンポートが最終的に工事完了するに当たってまでの各構成市の負担金の推移というものが実際的に平均化をされるということなんですけれども、少しでもふえるのか、平均的にこれまでの算出方法によりあまり変わらないのかということとか、わかりましたら教えていただきたいと思います。

それから、今後も決算の剰余金ということが、まだ予算の段階ですけれども、これから執行していく中で、やはりいかに繰越金を次年度に、例えば整備基金に積んでいく、あるいは構成市に負担金を戻すということもあるとは思いますが、そのあたりの基本的な考え方を改めてお伺いしておきたいと思います。それから、その整備基金も含めて大体どのぐらいの基金を毎年度積んでいく計画を今後されていくのかということですが。

それから、予備費の基準なんですけれども、基本的に組合として予備費の考え方というのが、大体どのぐらいの金額をいつも予備費として計上されていかれていて、単年度の中でどのぐらいこの予備費を充当する場面というのがあるのかどうなのかということをお教えてください。

それから、先ほど補正予算のところ少し質問をしようかなと思っていたところなのですが、今回、繰越明許の関係で、これは先ほどの説明の中でも、第4回の柳泉園組合議会の中で補正予算として緊急を要するというので、たしか補正をしたんです。外壁等防水補修なんですけれども。今回、入札が不調に終わって、結局繰り越しをされてきていて、新たにまた人員配置も含めて見直しが行われると思うのですが、現在緊急を要するから多分補正予算として上がってきたと思うのですが、今回それが入札で不調に終わって持ち越されるということで、集中豪雨なんかで雨漏りが発生した場合に対応できるものなのかどうなのかということをお伺いしておきたいと思います。

まず、お願いします。

○総務課長（新井謙二） それでは、負担金の増減の具体的なものということでございます。

まず、歳入につきましては、今年度において前年度に比べて約1億8,000万円の増になったこととございます。また、一方、歳出におきましては、負担金にかかわる歳出部分でいきますと9,300万円ほど増となっております、差し引き8,600万円負担金が減となったこととございます。詳細でございますが、まず、ごみ処理手数料が約5,600万円増、また前年度からの繰越金が約1億円、また資源回収物売払が900万円、それから、そのほかの回収鉄とか鉄類等の売払についても300万円、電力売払につきましては約800万円の増となったことによりまして、合計で負担金以外の歳入が約1億8,000万円増となりました。

一方、歳出におきましては、減のほうでございますが、先ほど議員のおっしゃったように、公債費におきましては大口公債費の一部が完済したことにより、約6億円減となっております。また、クリーンポートの修繕料、定期点検整備補修におきましては約7,600万円ほど減となっております。そのほかの増でございますが、環境整備基金への積立金が2億円、それから厚生施設の大規模補修に係る実施設計委託が1,400万円ほど増となったことによるものと、あと、大きなものとしたしましてはクリーンポートの電算システム整備工事費といたしまして、初年度分として5億5,300万円、そのほかにリサイクルセンターのびん系列の補修といたしまして1,400万円ほど増となっております。これらを合計した歳出分の増といたしまして、9,300万円という内訳でございます。

次に、決算剰余金についてでございます。決算剰余金がないことにこしたことはございませんが、毎年歳入の増や不用額によって決算剰余金が発生します。決算剰余金につきましては、約2分の1を施設整備基金にここのところ毎年積み立てている状況でございます。

それから、今後の負担金の推移でございますが、前回、第4回定例会において、大規模改修計画と財政フレームについて御説明をさせていただきました。財政フレームの中で、今後の各市の負担金におきましては平成28年度から42年度までの計画をお示しております。関係3市の負担金の推移でございますが、平成26年度の負担金が合計で18億7,000万円ほどでございましたが、この平成26年度の負担金以下で平成28年度以降推移してまいります。平成28年度におきましては18億1,000万円ほどでございます。それから多少減となってまいります。平成37年度までにおきましては大規模改修・補

修を実施する計画でございます。その後、平成38年度以降5年間におきましては、償還も終了することや大規模改修も終了することから、各市の負担金におきましては5億円以下という形で推移をしているところでございます。

最後に、予備費の件でございます。予備費におきましては、通常純然たる予備費としての考え方は2,000万円程度でございますが、この予備費の中には翌年度に繰り越して、その分を私車処分費として精算をする必要があることから、本年度におきまして予備費は合計で2億6,000万円となっておりますが、そのうち私車処分費が1億8,500万円ということでございます。私車処分費の増減によって予備費が変わってきたりはしますが、純然たる予備費としての考え方は2,000万円と考えております。

○施設管理課長（中村清） 最後の繰越明許のことについて、現在の何か対応策、もし雨が降った場合の対応策についてでございます。ゲリラ豪雨とか、すごく激しい大雨だった場合には、やはりクリーンポートの北側のところ、3階から6階までのところが現在漏れているところでございます。通常の雨の場合にはそれほど大したことない、しかも風向きにも関係しているところでございます。やはり北風で大雨のときにはどうしても壁を伝わって中まで、機械室のほうまで入ってきてしまう。その防止策でございますが、壁を濡らしてその壁を伝わって落ちてきますので、まず受ける容器で一般的にそこで受け取ります。それを乗り越えまして、もっと漏れがひどくなった場合にはフロアまで濡らしてしまいますので、その部分をせきとめるということを今図っておるところでございます。それから、配電盤がありまして、これは電気部品でございますので、ぬれてしまいますと大ごとになりますから、カバーで押さえ込んで防いでいるという状況でございます。

○6番（桐山ひとみ） 御答弁ありがとうございました。

大体負担金の推移はわかりました。各市負担金については注目すべきところで、やはり構成3市で成り立っている組合ですから、自主財源の確保ということで、先ほど施政方針のところでも申し述べましたが、売電の関係ですとか、あるいは細やかな経費の節減、あるいはさまざまところでの手数料及び使用料です、そのようなところでやはり確保していくという政策をぜひ引き続き御努力をいただきたいなということを強くお願い申し上げたいと思います。

それから、この間、補正もそうだったのですけれども、かなり手数料のところでは事業系のごみがふえてきているということだと思っておりますが、この事業系のごみが年々ふえてきているという主な要因等、つかんでいらっしゃいましたら教えてください。これからます

ます例えば搬入量がふえてきて、そちらのほうの手数料で歳入がふえるという見込みも含めてなんですけれども、そのあたりもあわせて教えていただきたいと思います。

それから、決算の剰余金などにつきましては同じように今後基金に積んでいながら、うまくやっていただきたいということと、予備費の関係なんです、やはり予備費というものはある程度総額が先ほど2,000万円という基準を決められている中で、本来は運用をうまく歳入歳出を合わせて、予備費の充用というものは緊急事態が発生した場合にお使いいただきたいということなので、そのあたりの額がかなり変動しているのかなというふうに見受けておりますので、そのあたりの考え方をお伺いしたところです。

それから、外壁の関係です。前回いなかったもので、詳しく今御説明をいただいたところなんですけれども、工期の関係は今まだ業者が決まっていない段階で、どういうふうな組合としては、もちろんすぐにでも始めていただいて補修をしていかなければならない現状なのかなと思うのですけれども、もし万が一、今大きな集中豪雨があった際に、先ほど御説明いただいたように機械類ですとか、そういう電気部品の関係で支障が起きてきた場合というのは、やはり大きな課題として捉えていらっしゃるのであれば、早急に業者を選定して工事を進めていかなければならないと思うのですけれども、不調に終わった理由も含めてですけれども、もう少しそのあたりを詳しく教えていただきたいです。それから、不調に終わって、見積もり合わせもしたけどだめで、今後例えば、人員の配置も含めて相手方の事情で全くだめだったのか、それともこちらの要望が強過ぎて受け入れてもらえないのか、費用も含めてですけれども、そのあたりについてもう少し詳しく再度教えてください。

それから、課題としてお伺いをしていた件で、今回は出ておりませんが、課題の一つに資源回収の収入未済額というものが過去にあったと思います。現在まだ956万円余未納分があって、裁判訴訟して勝訴しているにもかかわらず、まだ債権として残っているという事実があると思うのですが、現状はどうかということ、今後1円でも回収できるという可能性が残っているのかどうかということについても、あわせてお伺いしておきたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） まず、最初の事業系ごみについてでございますが、事業系ごみも公車のごみと同じように平成23年度まではだんだん減ってきておりました。ところが、平成24年度、対前年度比で1.2%増、平成25年度に関しては11.2%増とふえてきております。これはどういう関係かという、私どものほうではわかりかねるんですが、ア

ベノミクスの影響かなど。もしくは私、東久留米市に住んでいるものですから、東久留米市ですとイオンができたことにより事業系ごみの増、これは確実なものでして、それだけは私のほうでも把握ができるんですが、ほかのことに関してはなかなか私のほうではわかり知れないところがあります。

○施設管理課長（中村清） 繰越明許についての辞退理由は先ほど説明があったと思いますけれども、それに足しまして、そのほかに我々も当然気になるところでございまして、直接見積もりをいただいた業者にお伺いを立てました。その理由によりますと、やはり年度末の時期でもありまして、非常に繁忙期であるということが3社からいただいております。それで、結果的に年度も押し迫ってきておりましたので、これ以上の再入札は不可能であろうということでの繰越明許とさせていただいたわけでございます。それから、新年度に改まって、では実際同じ工事をすぐさま入札した場合はできるのかということも御質問しましたら、年度が改まればかなり手もすくということをお伺いしておりますので、早い時期に実施したいという考えを持っております。

○資源推進課長（千葉善一） 平成26年度の売り払いの収入未済額の関係でございます。こちらの件につきましては、説明がダブってしまいますけれども、平成21年の1月、2月分のアルミ缶の売り払い額、当初956万6,868円、エル企画についての未納額がございました。それにつきまして裁判を行っていく中で、最終的には410円の差し押さえと換価、取り立てを行った結果、410円だけは回収しておりますので、平成26年度の決算の中で金額956万6,458円の未済額という形で処理をさせていただきました。

エル企画の経過でございます。実際には去年の11月19日の段階で、顧問弁護士、中村法律事務所といろいろと調整を図りながら調べて行っているわけですが、その時点では一応代表者の変更がない状況となっております。もし変更があればいろいろと情報が入ってくるのですが、エル企画が破産とか倒産という手続をとらない限り、なかなか新しい情報が入らないのが実情でございます。それからいろいろと住所も一応確認をしてはいるのですが、住民票もいろいろと調査も難しい状況の中で、ある程度法務局の情報を得ながら、会社の所在地であるとかいろいろ物事を調べていく中では、調査する限度もございまして、実際問題といたしましてはなかなか難しい状況にあるのかなという判断はいたしております。

○6番（桐山ひとみ） ありがとうございます。

事業系のごみの関係なんですけれども、東久留米市におかれましてはイオンさんができ

たということで、そちらのほうの事業系のごみの搬入量がふえたのかなということだったと思います。今まで平成23年度までは減少傾向があった中で、今後ふえてきている部分で手数料の収入源ということで、かなり組合として歳入の確保という意味合いを持った中で考えるとすれば、やはりこの事業系のごみがふえてきている要因というものを今後調査をしていただくなりして、歳入の確保という部分でしっかりと見ながらやっていただきたいなと思うのですけれども、そのあたりをもう一回だけ御答弁お願いいたします。

それから、資源回収の収入未済額については現状がわかりました。いわゆる今の段階においては相手方と連絡がとれない段階であって、取れるかどうか分からないということです。そのまま放置していくのか、あるいは不納欠損として処理をしてしまうのか、いろいろなことが今後あるかと思うのですが、やはり貴重な収入源ですから1円でも回収する努力を、大変だと思いますけれども、引き続き御努力をお願いしたいと申し述べておきます。

それから、先ほどの外壁の関係です。補正の段階での議論を見ていると、緊急を要していたので出てきたんだと思うのですけれども、やはり時期の問題で、たしかこの案件が出てきた定例会自体が11月です。そこから多分入札の作業に入られたということで、考えてみたらという言い方は失礼かもしれないが、結構年度末が押し迫った段階の限られた工期で、やはり少し厳しいのかなということが推察をされましたので、時期が変われば業者が選定したらやっていただけるという状況がわかっているのであれば、早急にぜひ体制づくりをしていただいて、業務に支障がないようにぜひやっていただきたいと思います。

1点だけ残しました。

○技術課長（佐藤元昭） 今後ですが、先ほど御答弁させていただいたように、当初予算関係に関しましては関係市からいただいた数字をもとに予算計上させていただいております。そのようなこともありますので、関係市からいただいた数字をただいただくだけではなく、話を聞きながらより詳しい情報をお聞きして、今後は予算計上していきたいと考えております。

○9番（渋谷けいし） 3点ほど質問させていただきたいと思います。

まず、予算書でいきますと、歳入のところになるかと思いますが、こちらの基金運用ということで、13ページ上段ですけれども、基金運用利子が歳入として上がっておりますけれども、この運用の内容、どんなことで運用されているのかというのをまずお聞かせいただきたいと思います。

それから、2点目ですけれども、債務負担行為でクリーンポートの大規模補修に伴うコ

ンサルティング業務委託を行って、組合としての大規模改修に際する方針といいますか、例えば業務改善でこういうことを改修にあわせてやりたいとか、費用面でこういうところを改善していきたいとかいうことがありましたら教えていただきたいと思います。

それから、3点目ですけれども、厚生施設の大規模改修で、こちらの説明書のほうでも御説明をいただいておりますけれども、大規模修繕の設計委託が上がっておりますけれども、午前中の質疑の中で、最終的には指定管理にしていきたいという助役の発言もありました。そこまで発言があって、ある程度先ほど課長の答弁の中でもトイレの話ですとか、柳泉園として施設改善をこのようなことをしていきたいというところも恐らくビジョンとしてあるんだろうと思いますので、その辺の大規模改修のビジョンというか、本来は資料として添付をしていただければよかったですけれども、添付がありませんので、その辺の今の段階でおわりのことがありましたら、再度お聞かせいただきたいと思います。

以上3点お願いします。

○総務課長（新井謙二） まず、基金の運用収入の運用状況でございますが、平成26年9月までにおきましては国債で半期分ずつ運用しておりましたが、昨年の10月に証券5社による入札を実施したところ、大口定期よりも運用利益が低かったものですから、それにつきましては国債をやめまして、現在は大口定期預金ということで東和銀行で定期預金をしている状況でございます。また、本年度の計画におきましても国債の運用の利率ではなく、大口定期預金相当の利率で計算をして、この基金運用収入15万8,000円を計上したものでございます。

○技術課主幹（鳥居茂昭） 大規模改修における基本的考え方でございます。現在、竣工から14年を経過し、15年目に入るところのクリーンポートにおきましては、基本的な性能が建設当初よりもやはり落ちてきていることは事実でございます。今後、組合の計画では、工場を15年間使ったところで閉鎖するのではなく、以前の議会でも答弁させていただいているように、RC建物自体が15年間で使えなくなるということはございませんし、一般的には40年、50年使えるという建物になっておりますので、それに合わせて延命化措置をかけていく。それにあわせて機械的には、現在、クリーンポートは東京都内でも最新の設備を備えている工場でございますので、どこかを大きく改造し、例えば発電量を上げるですとか、公害防止基準をもっともっと下げていくとかということを行う予定はございません。現状の機械をもとに戻して、初期の性能が発揮できるように、安定的、安全にごみ処理ができるような形で行っていくのが大規模改修の中身となっております。

それにあわせまして、一部薬品ですとか消耗品類につきましては、そういうものを一括して15年間発注することにより、民間会社さんの我々とは違う強みを発揮していただいて、それに伴い歳出が抑えられるということもございますので、そういうことを勘案しながら計画をさせていただいているところでございます。

○施設管理課長（中村清） 策定してございます内容についてをもう少し詳しくということだったと思いますが、この厚生施設は老朽化しております、28年間使用してきております。今後20年を見据えた施設づくりをまず考えました。それで、今年度行いました基本設計におきましては、コンサルの専門的な見方を通して全体の補修箇所をまず調査、選定いたしまして、全て洗い出させていただきたいと、そういうことを求めました。続いて、それにプラスいたしまして、私どもの考え、つまり厚生施設の今後の形づくり、施設づくりを盛り込みまして、それを合わせた基本設計としてお互いに協議してございます。どういう形づくり、考え方なのかと申しますと、まず利用者からの御要望書をまとめてございます。

それで、今回やろうというのはプール棟のほうに手をかけさせていただきます。そのプール棟の2階にあります和室の仕様を変えていただけないか、つまり、先ほども申しましたと思いますが、お年寄りが非常に多くなっていますので、和室で畳の上ではあまり使い勝手がよくない。隣に洋室がございますが、非常に使用頻度が多うございます。洋室にさせてくれないかという話がございました。それから、トレーニング室でございますが、その使い勝手やレイアウト等を考えて、多目的ホールには使えないのかなということがございます。それから、プールの脱衣所、ロッカー室が非常に寒くてどうしようもないんだよという話が聞こえてまいります。そのあたりも手をかけたいと思っております。

それから、腰洗い槽というのがございます。それは非常に旧式なものでございまして、今の形というのは強制シャワー方式といまして、腰のところまで塩素の入っております槽を通してプール槽に入っていく、そういうものではございませんので、新しい方式に変えてくれないかと。もろもろの要求がございます。それと、先ほど申しましたが、非常に高齢者社会となっておりますから、バリアフリー法という面からも、1階から2階に昇降機やエレベーターを設置していただけないかという話も多く入ってきております。その辺をコンサル等を交えまして基本設計をつくり上げたところでございます。

資料に関しましては、なかなか適当な資料が見つかりませんでしたので、できれば実施設計がある程度確定しましたら、そのときにお出ししようと思っておりました。

○9番（渋谷けいし） ありがとうございます。

そうしましたら、今の厚生施設については、ぜひ実施設計がまとまった段階で議会のほうにも資料として御提示をいただければと思います。

それから、今の厚生施設と、それからクリーンポートの大規模改修に共通することですけれども、耐震化については一切今発言がなかったわけですけれども、午前中の質疑の中で、リサイクルセンターについては耐震化したいけれども、各市の状況を考えると今すぐには難しいと。ただ、柳泉園としては耐震化をしたいという思いはありますという非常に心苦しいというか、いろいろ思いがあるんでしょうけどできないという現状が御説明ありましたけれども、今、柳泉園として耐震診断をどこまでやっていて、どこの施設が耐震化もしくは耐震改修する必要があるのかという現状把握をどこまでされているのかということをお教えいただきたいと思います。先ほど午前中の質疑の中で、これも同じく厚生施設の中で、プールがつり天井だというお話がありました。当然耐震改修するのであれば、つり天井の改修も必要でしょうし、今そこら辺のことは一切触れておりませんでしたけれども、その辺も含めて柳泉園全体として耐震診断をどう考えているのか、それとも現状把握されているのかということをお教えいただきたいと思います。

それから、クリーンポートの大規模補修というところの、これは説明書の8ページ上段ですけれども、（4）委託内容の大きな3、事業者選定アドバイザー業務（9）好評資料作成とあるんですが、これを見ただけでは何かよくわからないので、ここをお教えいただきたいよろしいでしょうか。

○技術課主幹（鳥居茂昭） 耐震の関係でクリーンポートのことだけお答えさせていただきます。

クリーンポートにつきましては、現在の耐震基準でつくられている柳泉園の中でも一番最新の建物でございますので、耐震の診断は行ったことはございませんが、これにつきましては最新の耐震基準で建てられているRC建物でございますので、耐震基準については十分クリアしていると考えております。

また、焼却炉全体につきましては、過去にも一度議会の中で答弁をさせていただいたことがあるのでございますが、クリーンポートの焼却を行っている間に震度6以上の強い地震が来ますと、アンモニアという薬品を使っているアンモニア気化器というところが安全のために自動的に焼却炉を停止するような装置もついてございます。そういうことを勘案しますと、クリーンポートだけのことを申し述べさせていただきますと耐震基準は十分満

たしており、現在耐震の調査をする予定はございません。

○施設管理課長（中村清） 厚生施設でございます。基本設計の段階におきまして基本となりますのは構造診断、それは実際行う必要があるのかどうか、問いかけました。新しい耐震基準というのは昭和56年以降のもの、うちの建物は昭和61年ごろ建っておりますので、新耐震基準に即応していると思いますから、その必要はないだろうという回答でございました。

それから、つり天井の件でございます。少し説明不足だったと思いますが、天井の高さが6メートル以上の高さがある施設におきましては、当然つり天井に値すると。しかも、面積が200平米以上で、天井の化粧板の重さも関係しております、平米当たり2キロ以上なんですね。実際、うちの場合は15キロほどありますので、このつり天井を基本的に改修しないことには、やはり重さの点からもクリアできないということで、建築事務所からも指摘されておりますように、この件に関しましてはぜひ行いたいと考えております。結果的に軽くなるものですから、耐震との兼ね合いというのはないのかなとは思っております。

○資源推進課長（千葉善一） 耐震改修関係で補足説明も含めて説明させていただきます。

少しさかのぼってしまうのですが、昭和53年に宮城沖地震がございまして、その地震の影響をもとに昭和56年に耐震の新基準を設けております。ただ、新耐震基準といいますがやはり昭和56年ですので、この間の大地震のときにいろいろあった中で、平成25年11月に義務づけを加えております。内容といたしましては、例えば不特定多数の方が利用されるようなホテル、病院、デパートとか、学校とか福祉施設の中で大規模なものにつきましては、より一層厳しく義務づけを行っており、耐震基準の診断をやりなさい、場合によっては公表して改修工事もやりなさいと、一步踏み込んだ形での改修の改正がございました。そのような基準の中でいろいろと詳細がありまして、体育館や病院であったり、平屋なのか二階建てなのか、面積、いろいろ項目がございます。そのような中で、粗大ごみ処理施設につきましては、昭和50年に建設された旧耐震基準の建物でございますので、本来であれば該当する内容でございますが、そのような建屋の問題、平屋であったり面積、あと工場ということもございますので、これには該当していない。ですので、義務という形にはなっておりませんが、やはり現状把握ということでもありますので、先ほど午前中申し上げましたけれども、建築士の方に見ていただいた状況の中ではそのような問題は今のところないだろうという判断をしております。

また、リサイクルセンターでございますが、これは平成5年度に建設されております。新耐震基準で設計されております。また、し尿処理場も平成8年に改造を行っておりますので、この建屋につきましても新しい基準で建設されておりますので、2つの施設については当然満たしているものと解釈しております。

○技術課長（佐藤元昭） 今、議員から御質問のありました好評資料の作成ということですが、この場をお借りして御訂正等をお願いしたいと思います。申しわけございません。

「好く評価する」ではなく「公に発表する」資料ということで、公表資料の「公表」の字が違っていました。この公表資料作成というのは、落札者の決定後、柳泉園組合として公にするための資料の作成ということでございます。大変申しわけございません。訂正方、よろしくお願いいたします。

○9番（渋谷けいし） 建物の耐震については、おおむね耐震基準の改正後の建物なので問題ないという御答弁だったと思うのです。僕が言っているのは、もちろんそこもそうなんですけれども、非構造部材の耐震改修は必要ないんですかという質問もあったわけです。そこで、工場ではなくて不特定多数の人が訪れる厚生施設、プールについてはつり天井の改修が必要だということです。そこははっきりしていただいて、次にその実施設計が出てきた段階でしっかり議会のほうに御報告いただきたいと思います。

それから、今最後に御答弁いただいた公表資料の作成の件ですけれども、僕も恐らくそうではないかなと思って見ていたわけですが、きょう開会前に助役さんのほうから発言をいただいているので、あまり多くは申し上げませんが、我々の議会の中で予算書の数字が違うとか議案の事前配付漏れがあるとか、我々から指摘しないと、会議中に資料訂正をしなければならないとかというのは、あまり厳しいことを言いたくないですけれども、少し緊張感に欠けるのではないかなと言わざるを得ないと思うのです。我々も限られた時間の中でしっかりと審議をしようということで議会に臨んでおりますので、ぜひ理事者側といいますか管理者側の皆様も、しっかりとした対応をお願いしたいと思います。

○3番（村山順次郎） 数を数えていないんですが、質問させていただきます。

1点目は、施政方針の中で、放射性物質の測定というところの項目ですが、放流水の測定を2回やるということがございましたが、これは予算を伴うものなのではないかなと思うのですが、予算書の中で見つけれなかったのが、大まかな要領というんですか、どういう測定項目なのか等の内容、その点を御説明いただきたいと思います。

2点目は、厚生施設、室内プール施設の件なんですけれども、今、渋谷議員からも質疑

があって、私もよほど開会前に資料請求しようかなと思ったのですが、少し予算の説明もあるだろうと思ったので、まずそれを聞いてからと思っておりましたが、今年度では施政方針でも補修計画を策定したということであって、それに基づいて来年度実施設計をするということですが、要はその問題点の洗い出しを主な内容にするものだろうと。先ほどの渋谷議員のやりとりの中でもそのような御説明があったところですが、やはりこれは資料でどういう課題があって、その全てをやるというわけではないにしても、こういうところが改善すべき点だと。コンサルの協力も得てそういう調査をされたのであれば、そういうものは项目的にでも結構ですので、やはり資料をつくっていただくべきではないかなと。もう議会が始まっておりますので、今年度のもう既に策定されている補修計画の内容がわかる、来年度、今審議している予算に計上されている実施設計、実施計画をつくる基礎になる資料をつくっていただきたいなど。ぜひ次回の定例会の際に出していただきたいと思いますが、これはいかがでしょうかということです。今のが2点目です。

3点目は、長期継続委託、クリーンポートの問題なんですが、前回は若干議論いたしました、10年間で38億円でよかったかなと思うのですが、それだけのコストメリットがあると。この算出はどの程度確かなんですかということでお聞きをしましたら、15年間の実績もあるので、おおむねそのように考えてもらってよいという御答弁がありました。ですから、それはそのように理解をいたします。

それで、お聞きをしたいのは、仮にこの契約を結んだときに、契約の期間が満了する時期というのがいずれかの時期に来ると思います。その際に選択肢として、柳泉園組合の体制としてその契約をもうそこで打ち切って、もとに戻すということは可能なのか。あるいは、もうこの契約を結ぶ前の段階から、契約を一旦結んでしまえば基本的に柳泉園組合の焼却炉の管理運営というのは、ずっとこの先も更新時期がどうかということもあるとは思いますが、基本的にはこのような契約をいづこかの業者に委託をするという形を、一定の契約期間を設けるとは思うのですが、というものなのか。その点をまずお聞きをしたいと思います。

3点、お願いいたします。

○技術課長（佐藤元昭） まず、1点目の放射性物質測定の中の放流水ですが、予算書の23ページをごらんください。23ページの下段、委託料の中の一番下に出ているものでございます。これは前回、前々回あたりですか、議員から要望がありまして、来年度の予算計上したもので柳泉園組合から出される放流水、下水道の入り口のところで測定を行い

ます。年2回予定しております。

○施設管理課長（中村清） この基本計画の内容について、当然その資料をもとにして協議しているのだろうということに対して資料提示を求められているかと思いますが、先ほども御説明したんですが、あくまで口頭でお互いにお話ししておりましたので、この議会に出せるような適当な資料としてはまとまってはいないんですね。それで、資料といえますと、私どもの課でつくって、箇条書きにしているものがございます。それを次回でもよろしいでしょうか。そのときに御提示したいと思います。

○助役（森田浩） 厚生施設にかかわるコンサルタント業務の成果ですが、柳泉園としてこれからこういう改修をしてほしいとか、何点かの案を提示しまして、それに基づきましてA案、B案という形でコンサル等から成果が出ております。ただ、ボリュームがかなり多いものですから、それをそのまま資料として議会に提出するということはボリューム的に少し困難でありますので、わかりやすくこれから、本日提出という要求ではございませんので、次回までにはきちんとその辺を改めて作り直しまして、わかりやすい資料として提出させていただくということで御理解いただきたいと思っております。

○技術課長（佐藤元昭） 契約満了後ということですが、すみません、議員がどこまでお聞きしたいのかということがよくわからなかったのですが、クリーンポートとしては終わって、次の施設を建てるのか、同じ建屋の中に新しい炉を入れるのかという議論をしていかなければならないと思っています。新しい炉を建てるのであれば、そのときには例えば、現状一般的なものになっているのがDBO方式で、お金は出すが、民間業者に設計してもらい、建築、運転委託もしてもらおうというのが主流になっております。先はまた新しいものが出てきているかもしれませんが、現状考えられる範囲内ではそのようなことになるのではないかと考えております。

○助役（森田浩） 現在考えております大規模改修は、大体今後15年間の焼却施設の運営はどうするかということを中心に改修を含めて考えています。その後どうするかということにつきましては、当面15年間の運営につきましては大規模改修を含めまして長期包括で契約し、経費の節減を図ることが大きな目的の一つでありますから、そのような形で進めていくと。その段階で職員の退職との関係が出てきますから、包括でやった場合には職員は要らなくなります。ですから、今後職員の採用がない中で、そのような形で15年先の現状といえますか、将来的な姿を見たときに、そこでまた改めて職員を採用して直営でやるということは、現段階では考えておりません。

したがいまして、その15年間の長期包括の中で、どのように柳泉園の直営の職員がかかわっていくのがよいのか、長期包括契約の形態の運営であっても直営と同様に、きちんと安全的に長期的に、また中間処理施設として求められている機能をきちんと果たせるような体制に、15年間の中でその体制を築いていくということがまず今考えなければいけないとは思っております。その先は少し状況を見てからだと思いますが、ただ、その中の状況を見るときには、改めて直営でやるということはなかなか難しいのではないかなとは思っております。

○3番（村山順次郎） まず、厚生施設、室内プール施設の資料の件は、何らかで御検討いただけるということですので、次回の定例会には多分いるかどうか分かりませんが、それは議員ではなくても見てみたいと思います。

それで、放流水の測定については、予算項目のところは理解をいたしました。これは議論として放射性物質が含まれる可能性があるという議論があって、それに基づいてその可能性を認めた上で測定するという理解でよろしいでしょうか。どういう可能性があるのかということも少し関心があるんですが、そういうのがあり得るというもので理解しているかどうかということもまずお聞きをしたいと思えます。

長期包括委託の件ですけれども、大規模改修をそのような契約に基づいて実施をしていくということになりますと、今、助役がお答えになったようなことを私も想像しておりました。5年に1回、1人採用されているとはいえ、基本的に今は14年間、施設を安全に運用するために施設面でさまざまな技術的な対応ということもされてきて、契約が結ばれれば今度は、それは基本的には業者の人にやってもらうという形になっていくとすると、どうしても実際にその判断をするという場面がなくなるというか、少なくなっていくことは避けがたくありますし、職員の体制ということも時間の経過とともに少なくなっていくということも現実問題あると思えますので、その点はそういう契約なんだなということは踏まえた上で考えていきたいと思えます。

それで、前定例会でも聞いたんですが、丸投げにならないように、委託した業者の言いなりにならないようにという、職員における技術的対応の体制ということも一方では確保していかなければいけないということで、その上で2点お聞きしたいのですけれども、来年度予算の審議ですからその観点でお聞きをいたしますが、職員の皆さんへの研修のあり方、いろんなセミナーですとか研修会ですとか、私、よく情報を持っていないんですけれども、同様の業務を遂行している他団体等の関係の中で実施される勉強会的なものがある

のかどうか知りませんが、そういうものはより一層充実させていく、適切に実施されていくべきと思いますが、この長期継続委託を検討する段になってそういうものは具体的に何か考えられているのかというのが1点。

もう1つは、議会との関係なんですけれども、現状では都度何らかの予算を伴う大きな改修が必要だということになると、資料も提出していただいて、こういう改修が必要ということで審議をして、予算が必要であれば予算を認めて補修・改修をされているのだと思いますが、契約がなされた後は議会との関係というのはどうなんでしょうか。一括の委託料が年間これだけかかります、どかっとう予算措置して、個別の細かい、現状であれば議会に報告をされ、必要であれば議決もして実施している改修等の関係というのは、今後はそれはどういう扱いになるんでしょうか。

2点、お願いいたします。

○技術課主幹（鳥居茂昭） 放流水の放射能測定の関係について再答弁させていただきます。

クリーンポートから発生する放流水につきましては、基本的には放射能は入っていないと考えます。ただ、以前の議会でも一度、少しだけ答弁させていただいたことがあるんですけれども、基本的にクリーンポートから出る水につきましては、ボイラーから出てくる不要になったボイラー水、それから、車のラジエーターの中に入っているのと同じように、各機械を冷やすための機器冷却水と言われるようなもの、こういう水につきましては使い続けることによって濃縮して水が悪くなってまいりますので、その水の入れかえをしなければなりませんので、その水の入れかえに伴って発生するようなものにつきましては薬品等も使っておりますので、無機処理水として処理をしております。ただ、一部焼却灰の中に放射性物質が含まれておりますけれども、これは放射能測定を行うと実際に私どものほうでも出ているということで、毎回、議会のほうに行政報告で報告させていただいておりますけれども、たまに床に焼却灰がこぼれてしまうようなことがございます。こういうものにつきましては、床を洗浄して、焼却灰の中にはダイオキシン類も含まれる可能性もありますので、きれいにするんですけれども、それも一部処理水のほうに混じります。そうなりますと、ごく一部ですけれども、放射性物質が放流水の中に絶対に含まれていないとは言えないと考えております。

それで、多摩地区の近隣の清掃工場で、放流水について放射性物質の測定を行っているかどうかというところを幾つか調べたんですけれども、行っているところもあれば行って

いないところもあるということで、議会からの御要望もいただきまして、今回につきましては年に2回、放射性物質濃度が含まれているかどうかを下水に流し込む放流口のところで調べてみたいと思っております。結果的には出てこない可能性が高いのではないかと担当としては考えておりますけれども、それを今回検証させていただきたいと思っております。

○総務課長（新井謙二） まず、職員の研修でございますが、東京二十三区一部事務組合におきましてはやっておるところがございますので、毎年、2年ぐらい前から職員にその研修を受けさせております。内容といたしましては、東京二十三区一部事務組合が主催します焼却施設に係る危機管理研修などを行っている研修でございます。

それから、契約の関係かと思いますが、北海道の十勝環境事務組合というところで長期包括契約をしているところがございます。この施設におきましては、稼動後15年後に長期包括契約を15年間で締結してございます。その中で、契約の方法といたしましては、当初予算に債務負担行為として14年間の限度額を設定して、予算の審議の中で包括委託にかかわる内容等を説明し、予算の議決によりその事業が決定したということは聞いております。

○3番（村山順次郎） 放流水については了解いたしました。よろしくお願いいたします。

それで、職員研修については要望いたしますが、職員の総数が長い時間をかけて少しずつ減少していくと。それで、今言ったような技術力をつけていくための課題も私はあると思いますので、外部の研修の機会ということもしっかり位置づけていただきたいというのは、これは要望したいと思います。

最後の点ですけれども、今の十勝の他団体の例で考えますと、年度年度の予算審議の中には債務負担行為という形で計上されてくるわけですから、議員の側は質疑をしようと思えばできるんでしょうけれども、今この間、職員の皆さんが都度技術的な対応が必要な場合、こういうところがこういう工事が必要ですよと、これだけの費用が必要ですよというペーパー資料もつくっていただいて、それに基づいて審議もしてきたわけですが、個別のそういう工事、補修・改修等の説明というのはなくなっていくということでしょうか。それはまだ現段階では何の想定もないということなんでしょうか。

○技術課長（佐藤元昭） そこまで今のところ想定していませんでしたが、要望があればできる範囲内でお答えすることは可能だと思います。さらに、既に全面委託しているところがございますので、そのようなところの対応の仕方なども参考にしながら、包括的な委

託に移行した場合はそれに準じた対応をとれるようにしていきたいと考えております。

○助役（森田浩） 契約の仕方が債務負担行為であろうと何であろうと、100億円からの工事をするわけですから、その中できちんと年次的に、この年度にはこれだけの経費をかけてこういう内容の改修をしますということは、当初そういう全体計画をお示しするわけですから、各年度におきましてたとえそれが単年度予算に計上されない方法の契約であろうと何であろうと、それはきちんと議会のほうにお示しして、求められていた成果が必ず上がっているかどうかも含めて御報告申し上げて、いろいろ議会のほうに議論していただくのは当然だと思っていますので、そのような形の中で進めさせてもらうということがあります。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○8番（小西みか） 3点について質問させていただきます。

まずは、ごみ管理費の委託料というところですが、ページでは23ページとなります。平成25年度と比較した場合に、平成25年度では項目といたしまして、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託630万円程度というものがあつたかと思えますけれども、決算で見ましたけれども、これについて例えば何年か置きにということになっているという理由なのか、今回項目がないということについての御説明をいただきたいと思えます。

次の25ページになりますけれども、不燃ごみ等管理費の委託料の中で、一番下の行になります。粗大ごみ処理施設変電設備設計業務委託というものがございますけれども、これについてはどのような変電設備ということで計画されているのか、規模としてはどれくらいの概算額になる予定なのかについて、少し御説明をいただけたらと思えます。

そして、先ほどからお話に出ております厚生施設のプールの件ですけれども、今回の予算にかかわるのは資料の7ページ的设计委託ということで金額が載っておりますけれども、先ほどのお話をお聞きする中では、恐らく概算としてどれくらいの規模の工事なのかというあたりはある程度目星がついているということなのかなと少し思っておりまして、先ほどの御説明ですと示していただけるようなものが今ないというお話でしたけれども、その規模くらいはとりあえず教えていただくということができればお願いしたいと思います。

○技術課長（佐藤元昭） ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理委託なんですが、こちらは古い施設に使用されておりましたPCBを処理するための委託でございます、柳泉園組合の中で保管していた全てのものをその年に処理した関係上、もう出てくることはないというこ

とです。ちなみに、PCB廃棄物特措法というのがありまして、決められた期間内で処理をしてくださいということで国が行ったもので、今後この件名の委託が出てくることはございません。

○資源推進課長（千葉善一） 予算書25ページ目の委託料の粗大ごみ処理施設変電設備の関係でございますけれども、変電設備につきましてはおおねね40年ぐらい経過しているものでございます。当初建てたものが1基であり、その後変電設備も増設している経過がございますが、毎年行っている保守点検の中で、電気抵抗等の経年劣化がございますので、ある程度年数がたてば交換せざるを得ない部分もございます。ただ、今回予定しているのは主要な電気部品であり、年数がたっておりますので、基本的には調達することが難しい状況でございます。一般的な部品であれば10年、15年が普通ですが、それ以上たっておりますので、基本的にはそのような部品の調達が難しい中で、受電盤を含めた全面的な更新を行うということを前提に、平成27年度には設計業務委託を行う予定であります。ただ、その際に能力的な問題もございますが、現状のままがいいのか、もしくは能力をふやした形で新たな設備を設けることが必要なのかも含めて、これから審議していく中で煮詰めていきたいと思っております。また、金額につきましては、今のところ確定しておりません。設計をする中で、どの程度の規模にするのかも含めて検討していく中で、金額も確定してくるものだと思っております。

○施設管理課長（中村清） 全体の規模を教えてくださいということですが、今出ております工事費概算費用といたしまして、これは税抜きです。3億8,360万円という金額が出ております。その内訳でございますが、建屋の補修につきましては2億3,370万円、それに対する電気設備工事につきましては4,430万円、それと内部の機械設備でございますが、これは1億560万円という内訳でございます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

1番目のものについては、そういうことでもう発生することがないということで、なくなったということで了解いたしました。

2番目のことについては、これは交換せざるを得ないという、そういうことでまだ金額としては確定していないけれども、これからも使わざるを得ないための更新のための設計だということに理解いたしました。

厚生施設のプールについてですけれども、今の御説明ですと金額もかなり具体的に建屋に2億3,300万円程度ですとか、そういうところまでもうほぼ決まっているということ

であれば、やはりなおさら今回の予算の審議に当たっての資料をぜひ御用意いただきかった、御用意いただかなければいけない内容だったのではないかと感じます。先ほどお二人の方もおっしゃいましたので、これ以上申し上げませんが、今後についてはできるだけ、こうしたことがほぼ決まっているということであればなおさら御提示をいただきたいということをお願いいたしまして、終わりにいたします。

○2番(近藤誠二) それでは、質問させていただきたいのですが、ごみ処理計画の中のクリーンポートの炉の稼働日数の件なんですけれども、これを見ると1号炉から3号炉まで稼働日数、オーバーホール、あと休止日というのが載っておりまして、2号炉は休止日が4日間と、オーバーホールしているとき以外は大体回っているのかなと。それで、逆に1号炉が休止日が119日と、ばらつきが少しあるなと思ったのですが、これはどういうことなのかなというのが1つです。

あと、炉の今後の話なんですけど、午前中も少しごみの総量がふえていると。アベノミクスとか、あとイオンができたとか、いろんな話もありましたけれども、さまざまな要素からごみがふえているのだと。減ってきているけれども、ふえてきている部分もあると、そういう話がありました。ただ全体的なところから言えば、やはり少子高齢化ということで人口が緩やかに減少していくと。そういうところを考えると、ごみの総量というのは、いろんな要素がありますけれども、やはり減っていく方向なのかなと私は考えているところなんですけれども、もしごみの総量が減っていくのであれば、クリーンポートの炉の休止日というののもやはりふえていくのではないかと。

そう考えていくと、現在でもオーバーホールの日にちも休止日と足すと341日分ということになって、これがどんどん減っていくことを前提に考えると、3炉ではなく2炉でもそのうちいける時代が来るのかなと、私は少し考えているのですけれども。私は何回か前に他市からごみを受け入れるという話もしておりますので、そういうやり方をする事によって負担金をさらに減らしていくと、そういうやり方は当然あるので、減らすことだけが唯一の選択肢ではないとももちろん思っているのですが、ただ、現状他市から受け入れるとか、そういう計画もないわけですから、そうなってくると将来2炉を基本的に稼働させておけば賄えるのではないかと。それで、今後大規模改修があるということなんですけれども、3炉を恐らくやっていくのではないかと思うのですが、2炉をきちんと稼働できて、緩やかに1炉を使わなくなっていくような計画というののも考えられるのではないかと考えているのですが、その点に関して御意見を一ついただきたい。

あと、少し細かい話になってしまうんですが、厚生施設のトレーニング室使用料のところで、長期委託契約でランニングマシンを5年間で308万円というのがあったと思うのですね。それで、ことしも61万7,000円と出ているのですけれども、このトレーニング室使用料が3カ月の合計額が22万円。これは単純に1日計算で少し計算してみたんですが、1日2,444円。それで、ランニングマシンのコスト、これは1日計算ですると1,690円。細かい話なんですけども。そうすると、この差額が1日754円になるんですね。ここから恐らくまたいろいろ光熱水費とかその辺を引いていくと、トレーニング室自体の収益というか、その辺はものすごく微々たるものになっているのではないのかなと感じているところなのですね。

それで、これは平成29年度までの契約ですから、今どうこうしろというのは当然無理な話なので、少し将来的なところから考えていただきたいのが、1日当たりの売り上げの2,444円のうち、ランニングマシンのコストが1,690円と、かなりの金額を占めている。そして、トレーニング室を利用している人は大体1日、十二、三人ぐらいなんです。そのようなことを考えると、このランニングマシンを借り上げることが果たして妥当なのかと。今、高齢化社会なので、このようなものはもうやめて、例えばそれこそ高齢者のストレッチの、何かそのようなところに特化したような場をそこにかわりにつくるとかすることによって、多少でも利用人数をふやして費用も減らせるのではないかと考えているのですが、いかがでしょうか。

その2点をお伺いしたいと思います。

○技術課主幹（鳥居茂昭） ごみ処理計画の中のクリーンポートの運転日数で、1号炉と2号炉と3号炉について大きな差異があるという御質問だったと思います。議員御指摘のとおり、2号炉につきましては、基本的にオーバーホールや急激なごみの変動がない限りは安定的に稼働させるように努めております。1号炉と3号炉につきましては、排ガス測定を3カ月間に2回行うというふうに従前より柳泉園組合で行っておりまして、1号炉、2号炉、3号炉を停止と運転を繰り返しながら排ガス測定を行い、ダイオキシン類測定を行い、またそれに合わせてオーバーホールやごみの調整、停止などを行っているのですけれども、焼却炉の立ち上げ・立ち下げと申しますか、火を入れたり火をとめたりするためには都市ガスを使っておりまして、大きな金額がかかります。また、ボイラーをとめた後にボイラーを休止させるためには、薬品を入れてボイラーの中が腐食しないようにするための薬品も必要になります。そういうことを勘案していきますと、2号炉を安定的に稼働

させ、1号炉、3号炉で排ガス測定の日程等を調整しながら運転計画をつくっていると、議員御指摘のようにごみ処理計画、2ページ目のところのような計画になるということでございます。

○技術課長（佐藤元昭） 続きます、ごみ量が減ってきているから将来的には2炉で大丈夫ではないかということなんですが、これは前回の議会の中で小西議員から御質問いただいたこととかぶってくるのかなと思うのですが、現状でいきますと無理です。どうしても可燃ごみの量だけではなく、ほかの施設から出てくる焼却しなければならない残渣が発生してきますので、3炉運転しなければいけない日、例えばオーバーホールが終わった後はやはりごみがふえているので、3炉動かさなければいけないということも出てきますので、現状では無理ですが、将来本当にごみが減ってきたときにはそういうことも考えていかなければならないのかと思います。ただし、平成28年度から10カ年の計画で大規模補修を行う予定であります。通常、この中ですとオーバーホール45日と書いてありますが、最大で55日間ぐらいとめなければならなくなります。そうしますと、やはりその10日間の差でごみがふえてきますので、当面はやはり3炉運転を計画していかないと難しいと考えております。

○施設管理課長（中村清） トレーニング室の活用性をもう少し考えられたらどうかということに対してでございますが、現在、このランニングマシーンというのはトレーニング機器におきましては非常に人気が高いものの一つなんです。そのほかにエアロバイクが5台ございますが、この2つがなくなると非常にトレーニング室の体を成さないんじゃないのか、これは最低限必要かなと思っております。そのほかにパラレルローラー、ステアマスターとかもございますが、人気がございますのでやはり使用頻度が非常に低いんです。先ほど申しましたように、この2機種におきましては最低限確保しておきたいと考えているところでございます。

○2番（近藤誠二） 当面3炉稼働が必要だと、もちろん今の状況を見ればそれは当然だなと思いますけれども、大規模改修をして、これからまたさらに長期にわたって稼働させていくという部分もありますので、その辺を踏まえて指摘をさせてもらっているのですが、とりあえず負担金が少しでも減ればという観点から質問させていただいたので、当面は必要だというのは了解しております。

あと、トレーニング室に関しては人気があると。人気があるのはいいんですが、人気があって1日十何人とかだと、もう少しそれこそ高齢化社会で認知症の方とか、やはり運動

することによって少しでも健康を維持してもらえような、そういう取り組みを柳泉園もしていただければいいかなと。そういうように少し発想を転換していただいて、何とか削減につなげていただきたいなと思いますので、よろしくお願いします。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○7番（斉藤あき子） 21ページのバスの車内放送ということで、細かいことなんですけれども、これは柳泉園の案内をとということだとは思いますが、今後このような車内放送であるとかを拡大するといえますか、少し広めて、柳泉園の中に人を呼び込むという、そのようなこともお考えいただいたらいいのではないかなと思うのですが、その点についてお尋ねしたいと思います。

○施設管理課長（中村清） バス車内放送に対してでございますが、現在は東久留米市の西団地の停留所がございます。そこではバスのそれぞれ6路線において放送をかけておるところでございます。そのほかに、滝山団地入口というところがございます。そこは8路線におきましてかけているところでございます。回数にいたしましては、西団地の入口のところでは1日123回ほど放送されています。それから、その手前の柳窪一丁目におきましては1日当たり187回です。それと、滝山三丁目の停留所付近におきましては287回放送されているところがございます。そのほかはではどうなのかというと、目の前に銀河鉄道株式会社のバスが来ておりますが、そこがもしこれから先、そういう放送が可能になった場合におきましては考えてみたいと思っております。

○議長（野島武夫） ほかにございますか。

○9番（渋谷けいし） 先ほどの資料の厚生施設プール棟の大規模修繕工事实施設計委託について、私を含め3名の議員から、資料をもっと早い段階で出してほしいという要望がありました。組合のほうからは次回定例会までにとという御答弁があったのですが、御承知のとおり、清瀬市と東久留米市は改選をこれから迎えますので、できれば早急に資料を整えていただいて御提示をいただき、我々としては改選後の担当する方にぜひきちんと引き継ぎをしたいと思っておりますので、議長のお取り計らいをよろしくお願いいたしますと思います。

○議長（野島武夫） 暫時休憩いたします。

午後 3時03分 休憩

午後 3時04分 再開

○議長（野島武夫） 休憩を閉じて再開いたします。

○助役（森田浩） 大変失礼しました。資料につきましては、今議員御指摘のように、間に合いますように準備させていただきたいと思っております。

○議長（野島武夫） 以上をもって議案第7号、平成27年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第8号、平成27年度柳泉園組合一般会計予算の質疑を終結いたします。

これより議案第7号、平成27年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお受けいたします。討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。

以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、平成27年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。
原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第7号、平成27年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決されました。

これより議案第8号、平成27年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。討論がある場合は、まず原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野島武夫） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、平成27年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第8号、平成27年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

○議長（野島武夫） 「日程第17、議案第9号、柳泉園組合監査委員の選任について」を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により、6番、桐山ひとみ議員の退席を求めます。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（並木克巳） 議案第9号、柳泉園組合監査委員の選任についての提案理由につ

いて御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第13条に規定いたします議員のうちから選任する監査委員について、西東京市選出の桐山ひとみ議員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして、議会の同意をお願い申し上げるものでございます。御審議を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（野島武夫） 以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は人事案件ですので、質疑及び討論を省略して採決いたします。

原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（野島武夫） 挙手全員であります。よって、議案第9号、柳泉園組合監査委員の選任については原案のとおり同意されました。

ここで、柳泉園組合監査委員に選任されました桐山監査委員に御挨拶をお願いいたします。

○6番（桐山ひとみ） ただいま皆様から監査委員として選出をさせていただきました桐山ひとみでございます。透明性確保のためにもしっかりと努力をし、監査委員を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（野島武夫） ありがとうございます。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午後 3時08分 休憩

午後 3時11分 再開

○議長（野島武夫） 休憩前に引き続き、定例会を再開いたします。

○議長（野島武夫） 「日程第18、廃棄物等処理問題特別委員会報告」を行います。

渋谷委員長の報告を求めます。

○廃棄物等処理問題特別委員会委員長（渋谷けいし） それでは、廃棄物等処理問題特別委員会の報告をいたします。

まず、委員席の指定を行いました。

次に、副委員長の互選を行い、藤岡智明委員が副委員長に当選をされました。

なお、陳情等の審査案件はございませんでした。

以上で、廃棄物等処理問題特別委員会の報告を終わります。

○議長（野島武夫） 報告は終わりました。

ここで、職員をして議席番号表、特別委員会委員名簿、平成27年度柳泉園組合議会定例会日程予定表、議員及び特別職名簿を配付させます。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて平成27年第1回柳泉園組合議会定例会を閉会といたします。

午後 3時14分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 野 島 武 夫

議 員 村 山 順次郎

議 員 後 藤 ゆう子